九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第9巻: 資料編 ||

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1524115

出版情報:九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University

バージョン: 権利関係:

第九編 大 学 紛 争

第 章 エンタープライズ寄港問題と米軍機墜落事件

第一節 エンタープライズ寄港問題

期代議員総会等アピール四六七 エンタープライズ寄港阻止を訴える九州大学学友会第二八

全国の学友諸君! 全民主勢力の団結でエンタープライズの「寄港」を阻止しよう!

メリカの核攻撃基地化されることを意味している。
血にまみれた攻撃機を満載した原子力艦隊の入港は、日本全土がアプライズが入港しようとしている。ベトナム人民を無差別に爆撃しアライズが入港しようとしている。

は米軍基地拡張のためのあらたな土地とりあげがすすめられ、日本リカの侵略戦争にいっそう深く協力加担することを確約した。日本はいまや全土がアメリカの第一線の攻撃、作戦、補給の基地とされ、はいまや全土がアメリカの第一線の攻撃、作戦、補給の基地とされ、はいまや全土がアメリカの第一線の攻撃、作戦、補給の基地とされ、はいまや全土がアメリカのベトナム侵略が、英雄的なベトナム人民の抵抗の前にアメリカのベトナム侵略が、英雄的なベトナム人民の抵抗の前に

主的な討論と統一した行動を発展させることによってかちとられる 自治会・全学連の下に団結し、 勤労市民・青年・婦人など広汎な人民諸階層と共にわれわれ学生が 撤去をかちとることでなければならない。この道は、労働者・農民 約を破棄し、 な民主勢力の統一した力でサンフランシスコ条約「第三条」、安保条 兵 沖縄派兵を踏み台として海外派兵への道を進もうとしている の自衛隊は小笠原をふくむ西太平洋地域をその防衛範囲に組みこみ、 く基地提供、防衛力増強、 これら米軍と自衛隊の危険な動きはすべて日米安保条約にもとず したがって原子力艦隊の 徴兵制復活の動きを完全に阻止する道は、これに反対する広汎 沖縄・小笠原の即時、 参戦の義務に根源をおいている 「寄港」 全国の職場・地域・学園における民 無条件、全面返還、米軍基地の 阻止、自衛隊の核武装、

全国の学友諸君!

ものである。

害をけって全国の学友に佐世保現地斗争への総決起と九州大学へので「佐世保を第三の羽田にせよ、九州大学の先進的学友は民青の妨こうした中で、一部分裂主義者集団は、「全学連主流派」なる署名

した。」とのビラを全国で配布している 総結集をよびかけ、自らその先頭に立つための全力の組織化に突入

いものである。我々、九大八千の学生は、このような一部分裂主義 すべてをかける「第三の羽田」などという方針とは縁もゆかりもな うなよびかけを出していないし、機動隊との仕組まれた「激突」に 九州大学における唯一の全学自治組織である九大学友会はこのよ

者の策動を怒りをもって抗議する。 彼らは十一月十二日の「第二の羽田」の前夜東大教養部に乱入し、

ふるい、あげくの果は駒場から羽田まで無賃乗車でのりこんだ前歴 駒場祭の展示場を破壊し、寮にスクラムを組んで入りこみ、 暴行を

我々九大八千の学生は、 彼ら分裂主義者の策動をこの九大において断じて許さない事を 九大学友会代議員総会の特別決議をもつ

をもっている。

全国の学友諸君!

かつてわれわれの先輩は、

日本を侵略と戦争の体制の鎖にしばり

全国の学友に表明する。

たたかった つける単独講和、 安保条約の締結に反対し全国的統一ストライキで

安保条約破棄をめざすすべての民主勢力と共にエンタープライズの 核戦争の体制にいっそう深くひきずりこまれようとしているいま われわれは、 日本の学生運動の輝しいこの伝統を継承し、 日本が

> 佐世保 ならない。 「寄港」 阻止、 核攻撃基地化を阻止するために斗わなければ

ラス、 することをよびかける。 立し、 われわれは全国のすべての学友が、すべての学園の、 安保破棄実行委員会や地域の民主勢力との共斗の体制を確立 サークルで討論を開始し、学園に基礎をおく斗いの体制を確 すべ ての

に奮闘しよう! 全国の学友諸君、平和と民主々義、 全学連の下に固く団結し日本の学生運動の輝 学問の自由と学園の自治を守 しい伝統を守り共

り、

九六七年十二月二十三日

九州大学学友会第二八期代議員総会 7.州大学学友会中央執行委員

四六八 大学の秩序維持を訴える九州大学総長告示

告 示

不法に占拠される事態が生じている。これは、 最近、 研究と教育の場である大学が、学外の多数の学生によつて 大学の自治に対する

学内

序維持に努力する決意である 由 々しき侵害である。 本学は、このような事態の発生を防止し、

全学をあげて大学の秩

448

自覚し、良識をもつて対処することを期待する。 治を破壊するような行動に同調することなく、学生としての責務を 学生諸君は、いやしくも暴力にくみし、みずからの手で大学の自

昭和四三年一月九日

九州大学総長

野 高 明

四六九 エンタープライズ「寄港」抗議大学自治擁護全学総決起集

原本横書き

請 文

会要請文

の管理権を国が直接行使することの是非について十七日検討を始め 合で緊急必要ある際は、 されたことを遺憾とし、大学が自主的に管理能力を維持できない場 不法占拠。 反対の立場を取りながら部外の学生に教室や構内を占拠 「文部省は反日共系三派全学連の集結拠点とされた九州大学が 文相から学長への委任事項である学内施設 "

た」(18日付毎日新聞

これこそ、エンタープライズ「寄港」阻止斗争の中での九大当局の とつた種々の措置の本質を、まざまざと私達にみせつけるものです。 から大学自治への攻撃を準備していた事実をバクロするものです。 この事実は文部権力が「三派」や「革マル」を利用して、はじめ

> 事実によつて示してもらいたい。」(12月1日学長懇談会) るが口先だけの努力ではダメで何をどのように具体的に処理したか に学生運動の規制を命令していました(「大学の自主的努力は尊重す すでに灘尾文相は「羽田事件」に関連して、就任早々から大学当局

灘尾文相の「依命通達」をだしています。 あてに「全教官一丸となり管理体制をきびしくしてもらいたい」と 一月十三日には宮地大学学術局長名で、全国の国公私立大の学長

り、 院生、学生の不満をかつています。 たことは、今では誰の目にも明らかになつており、多くの教職員、 拠」を防ぐためではなくて、文部省と世間に対するゼスチヤーであ 員に対して官僚的禁足令を出すなどは「三派」「革マル」の「九大占 書提示」、また二度にわたり、理由を明らかにしないまゝに教官、職 力の圧力への屈伏でしかありえません。学生、教職員の「身分証明 つた種々の措置―大学の戒厳令的状態―はまさに、こうした文部権 今回、「三派」「革マル」の九大「占拠」をめぐつて九大当局のと 学内の自主的、民主的活動を抑圧する結果しかもたらさなかつ

す あると判断したら、 官出動について、「警察側は凶器準備集合罪に該当するような事態 また、十八日の衆院内閣委で宮地大学学術局長は、大学内への警 (18日付朝日新聞 大学の要請なしで出動できる」と発言してい

文部権力は、このように官僚統制を強め、 これにしたがわない大

港」をはじめとする、佐藤反動内閣の軍国主義復活政策の一環です。 学の自治に対するまつ向からの挑戦であり、エンタープライズ「寄 学や学生に、予算や奨学金を通じて実力阻止をするとゝもに、 への警察権力の介入を公然とおこなおうとしています。これは、 私達は、こうした事実の中に「三派」「革マル」の果たす危険な役 大学 大

ます。 体化である「国家による管理権行使」という文部省の策動を絶対に す。又、大学内の諸階層の大学自治に対する決意も高まつてきてい てこそ、本当に守ることのできるのだという教訓をくみとつていま 許すわけにはいかない。すでにエンタープライズ寄港阻止斗争の中 割を見抜き彼らを糾弾するとゝもに、事実上の「大学管理法. 大学の自治は教職員、院生、 学生の団結と広汎な国民に依拠し 一の具

が

します。 は学内の民主勢力に依拠して大学の運営を行つていくよう要請いた 私達は、 本集会の名において大学当局の態度に強 く抗議し、 今後

九六八年一月二十日

「エンタープライズ 「寄港」 抗議大学自治擁護全学

総決起集会

水

野 高 明 殿

四七〇 池田教養部長辞任に反対する九州大学学友会中央執行委員 会等ビラ

心を呼んでいます。 現在、 池田教養部長の辞任問題が、 一部学生の中には池田教養部長留任運動が展開 九大の学生教職員の大きな関

の辞表が公表されたために、文部省の圧力によって池田教養部長 いてははっきりとけじめをつけるということを発表したあと、こ !辞任させられたのではないかという疑問が残ること 水野学長が灘尾文部大臣と話し合いを行ない、 今度の事態につ

1

されています。

私たちは、次のような点から池田教養部長の辞任に反対します。

2 生が辞めさせられるのには断固反対する。 ているが、 がら十六日の事態で一定の混乱がおこったので辞任すると言われ 池田教養部長は、 我々は、 大学の自治を守るためには、文部省の圧力で教職員学 我々は対策会議が今回とった全門閉鎖 自分のとった措置は正しいと信ずると言いな 証明書提示

教職員の強制動員などの措置は

「緊急事態」

の名のもとに大学の

自治を破壊した行為であり、

池田教養部長もこの対策会議の重要

日に門を開いたことが正しかったかどうかという点で、対策会議 になり、 なメンバーとして、 よって池田教養部長の辞任によって対策会議の責任があいまい 対策会議のとった措置全体を再検討するのでなく、十六 この責任はのがれえないと思うものである。

昭和四十三年一月三十日

あるいは池田教養部長の責任が追求されることは九大の自治が今 [の事態で直面した危険から目をそらすものであること]

4 題の本質をそらし、 責任ある態度であり、 文部省に対しても同様の明確な意志表示を行なうことこそ、 対策会議がまず今回の事態に対して何らかの意志表示を行ない 対策会議の責任を回避するものであり、 池田教養部長の辞任を受理することは、 我々 問

次に、対策会議が次の点を明確にし、見解を発表されることを要 断固反対する。

1 もとに学内に暴力的に乱入した三派・革マル派にあること 今回の事態を招いた根本原因は「九大を拠点に」という方針の

2 閉鎖や証明書提示などを強要した対策会議の誤った措置にあった 大学の自治破壊の一半の責任は、「緊急事態」の名のもとに全門

(4) 3 を発表すること 文部省の大学自治破壊の攻撃が強まっているが、この攻撃に対 官憲の大学侵入は全く不法であり、この点について正式に見解

断固として反撃し、大学の自治を擁護すること

九州大学学友会中央執行委員会 養 部 自 治 会

> 四七一 大学の自治を守るために

> > 理 経 法 文

済学

部 部

自

部 部

自 治

숲 会

学 学

自

工

部

自 自

治 治 治 治 会

会 会

大学の自治を守るために

〈討議資料〉

一九六八年二月

の教授会で討論を行い正式な総括を出し、 は結論がでず、まず今回の事態について協議会で総括をし、 月三十日、 協議会がひらかれましたが、池田教養部長辞任問題 九州大学法学部自治委員会 池田教養部長問題はその

後再び討論することになりました。

いと考えます。この資料には、対策会議の資料をつけていますから るのか。 であったのか。 池田教養部長は辞任する必要はない」という意見があることです。 み目をうばわれ、「大学のとった処置は基本的に正しかった。だから ここで私たちが注目せねばならないのは、 私たちは辞任問題を考える前に、そもそも今回の事態の原因は何 文部省のねらいはどこにあるのか。何を追求せねばならな 大学の自治はどうなったのか。その責任はどこにあ 教養部長辞任問題にの

451

一、今回の事態の根本原因は何か。これと照合しながら、考え、討論して下さい。

では一体それは何か?

す結果にもなりかねません。それでは具体的な事実を通して、 更に秋山の行動を口実として県警が強制捜査などを行ったことなど 学生集団が、九大の正式などの機関、民主団体も乱入を認めていな 確にならず、辞任反対運動も、 る正体不明の状況を作り出し、大学の自治破壊行為を行ったこと、 行したこと。及びこれを口実に大学当局、 大を佐世保での「斗争」の「拠点」にすることを勝手に決定し、 端的にいって、三派 事態を解明してみたいと思います。 .由来するものです。この点を見落すならば、 むしろ、反対の態度を表明しつづけていたにもかかわらず、 (中核・社学同・反帝学評)、革マルなどの あいまいな、 文部省が むしろ、大学側を喜ば 真の責任の所在は明 「緊急事態」 今回 な 実 九 部

①三派

(中核・反帝学評・社学同)・革マルの乱入と大学の自治

マルに対する評価のちがいはあれ、ここから事態が出発しているこ省の攻撃は決して許さない状況にあったと考えられます。三派・革学連の学友が共に立ち上るという状態のみならば、大学当局・文部点」と勝手に決めたことからです。このことがなく、全九大生と全点」と勝手に決めたことからです。このことがなく、全九大生と全点」と勝手に決めたことからです。このことがなく、全九大生と全点がなどの一部学生集団が、「エンタープライズ実力阻止斗争」の「拠れなどの一部学生集団が、「エンタープライズ実力阻止斗争」の「拠れなどの一部学生集団が出てきたのは、三派・革マ

注 大学の自治とは何か。憲法第23条 由であり、 を貫徹する主体は、学生・教職員、 は国民が真理を探究する自由であり、 する」の条項に従って次のように考えられる。 これを権力から防衛する制度的慣行である。 「学問 及び、 学問的な研究活動の自 の自由はこれ 大学の自治を擁護 学問 の自 を保障 由と

しようとする、多くの国民である。

とは多くの人が確認できることです。

自治そのものを否認するものである。この見解に対し、「形式主義だ」体である、学生教職員の正式代表(学友会・自治会・教職員組合・決定した(その過程での討論は前提)意志によって日常的に行使されている。三派・革マルの評価をぬきにしても、このような、大学か自治を担う主体の一致した反対を無視した行動は、まず、大学の自治を担うべき主しかも、三派・革マルの九大「占拠」は、大学の自治を担うべき主しかも、三派・革マルの九大「占拠」は、大学の自治を担うべき主

のリーダー

会の臨時代議員総会(十三日)、学内総決起集会(十六日)に、

三派・革マルの諸君でした。教養部委員長にいわれなき暴力をふる

青空講演会で学内連絡会議事務局長に暴力をふるったり、

う。(実学友

際は我々の団結を前にして何もできませんでした。)こうしたことが

べてに優越する」という論理は、

は「革命的に介入せよ」とよびかけたりしています。

こと、ナチス政府の強権的介入とでくずれていったのです。 し、実質的に学問の自由をうばい、大学の自治を内部から破壊するし、実質的に学問の自由をうばい、大学の中で、学生・教官を脅迫 圧殺した過程は、その傘下団体が、大学の自治を内部から破壊する はいさい かんしょうか? ナチスが大学の自治を 華マルなら、大学の自治を破壊してもよいが、他のものならいけな

自治会・教職員組合の正式決定が、一方的な理屈で暴力を行使し

「イデオロギーのもちこみだ」などという反論がありますが、三派・

定するものです。しかし、これに対し、押しつけをやってきたのは定するものです。しかし、これに対し、行力が支持されなかったわけで、それに従わないならば、自治会民主主義・大学の自治を守る資格もないということです。さらに、「様々な考え方があるのが大学だ。それに対し、一方的なずしつけを自治会がやっている」という意見があります。しかし、自治会は当然のことながら、一定の判断を下し、それを討論し、決力にはいでしょうか? まして、三派・革マルに同調する人が教養ではないでしょうか? まして、三派・革マルに同調する人が教養ではないでしょうか? まして、三派・革マルに同調する人が教養ではないでしょうか? まして、三派・革マルに同調する人が教養ではないでしょうか。

治を担うことができるのでしょうか。らかです。このように、学生の自治活動を破壊する人が、大学の自民主討議に対する暴力的な押しつけ以外の何ものでもないことは明

治が外部権力から守られたということをどう説明するのでしょうか。 治が外部権力から守られたということをどう説明するのでしょうか。 見にこの行動論理を検討するならば、たちまち矛盾に逢着 します。即ち、大学の自治の存在を否認しておきながら、大学の自治が外部権力から守られたというものです。学内で、このような議論 します。即ち、大学の自治の存在を否認しておきながら、大学の自治を担う主体である学生・教職員は果たして容認できるでしょうか。 更にこの行動論理を検討するならば、たちまち矛盾に逢着 します。即ち、大学の自治の存在を否認しておきながら、大学の自治が外部権力から守られたということをどう説明するのでしょうか。

妨害されたということはどう説明するのでしょうか。「緊急体制はす不法占拠して、サークル・同好会・その他の自治組織の自治活動が不法占拠して、サークル・同好会・その他の自治組織の自治活動が不法占拠して、サークル・同好会・その他の自治組織の自治活動が更に、大学の自治が学問・研究の自由を守るためのものならば、更に、大学の自治が学問・研究の自由を守るためのものならば、

大学当局の論理と同一ではありま

せんか

最も重要なことは、彼らは公然と「佐世保を第三の羽田に」「実力 関止」等を呼号しており、これは明らかに警察権力の介入を予想するものであり、九大を「斗争」中には「寝ぐら」とし、その後に警察権力の介入を予想しながら「衝突」をくり返しており、ある意味 察権力の介入を当然視し、それに至るまで大学の自治を最大限利用したとしか考えられません。大学の自治を権力から防衛する機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とあるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とあるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とみるならば、これは明らかに挑発行動としか言いようがある機能とあるならば、これは明らかに指している。

要があります

このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、 このように、大学の自治破壊をおこなってきたと認定できるでは大学の自治を守ることには決してならないと考えます。 また、 では大学の自治を守ることには決してならないと考えます。 また、 では大学の自治を守ることには決してならないと考えます。 また、 このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、 このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、 このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、 このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、 このように、大学の自治破壊行為は一貫しておこなわれ、それを、 このように、 責任があるというべきではないでしょうか。

いわゆる「羽田斗争」以後、「三派」「革マル」の「乱斗」を口実に教養部長の辞任問題が大学の自治破壊の発端ではなく、学校当局は、属資料も見て下さい)

大学自治破壊の圧力を強めてきた政府・文部省と歩調を合わせて「自

あるが、 とらえ、大学側=教授会という理解に陥る危険性に十分注意する必 部官僚と、それに無意識的に追ずいした教授を全く同一範ちゅうで きたい。 =それを守るものといった関係としてとらえ、 きたのです。 主規制」 以下、大学当局のとってきた「対策」 しかしその際、 の名のもとでの内部からの自治破壊を一貫しておこなって 学友の中には、 意識的に大学の自治を破壊しようとした文 文部省=大学の自治破壊者、 を具体的に述べてい 大学側への同情論が 大学当局

あげた。 みても、 対し、 実際的には文部官僚の提出する警官公安資料をもとにして、文部官 事務局長、 策会議の正式承認を九日の評議会でうけ入の際の決議権を評議会の ろえて、作ったことはあきらかである。そしてこの実質化された対 方針を出してきたことにあらわれているし、 それは相つぐ学生部長会議、 態」の雰囲気をつくりだし、対策会議の実質化を行なってきました。 討議を尽さず、情報班のもたらす情報で内容のわからない 根本的には「三派」「革マル」の学内乱入を口実に教授会、 反対によつて教授会に残した以外はすべての権限を教授会からとり 新館地区の職員に待機令が出されていることなどから考えて 対策会議は学長を議長に各学部学部長、 この対策会議が文部省の意向のもとに各大学が足なみをそ それに教養部からは特別に学生委員長を加えて構成され 学生課長会議を開き、 六日、 参与と事務系から 各大学、 中核派の集会に 評 同様な

僚の遠隔操作のもとに運用されてきた。

できる状たいにしてしまうことになるのではないでしょうか をぬきにしておこない、将来いかなる事たいにも人権無視の動員が 結果をもたらした。さらに、

教職員の禁足、

強制動員を理由の説明

学内へ入ることは許さないという方針であつたのが学生同士の乱斗 学生の活動を規制する」対策をうち出し学友会や教職員組合のねば ツシュに「乱斗をおこさせないよう三派革マルが入る前に学内での 阻止する」という意識的な誇大宣伝、デマ宣伝を口実に「学生同士 げながら、 引に実質化していつた。しかも最初はあくまで「三派」「革マル」 り強い抗議の前では言を左右してその対策を明らかにせず裏では強 の乱斗による警官介入を一番さけねばならない」と称してエネルギ 対策会議は「三派」「革マル」を学内に入れないという大前提をかか 実際上は商業新聞の「学友会が暴力をもつてしても実力 が

また、 る方向ではないでしょうか。 国大協路線にのせ、大学の自治をこの一角からもくずそうとしてい 教官がやる)を利用して、実は、 混乱をおこすと、警官がくる。さらに学生は管理責任がないので、 で、一貫して学生側の自治活動を圧殺し、教官の情熱 たちの団結で粉砕してきました)そして、「乱斗」の起るという口実 治活動を圧殺して行こうという動きがありました。(これは大部分私 の名のもとに制限するなど、大学の自治を担う主体である学生の自 生大会を開催させないなどというように、自治活動を「緊急体制 として「内容のチエツクもありうる」と言明)、理学部 教室使用制限、 禁止、法文経におけるビラ規制 大学の自治=教授会の自治という (三派を口実 薬学部で学

おとなしく従つて九大に乱入するのをやめるということが全然考え という方針を決定した。しかし「三派」「革マル」が学校側の説得に 本とし、あくまで学内に入つてくるものに対して実力阻止はしない 証明書の提示を強要し、しかも大学は学問の府であるから説得を基

の出入をすべて禁止するという方向で具体化し全門閉鎖や学生証や 九大に入ることは乱斗の可能性をつくり出すので外部からの九大へ をさけるという口実のもとで他大学からいかなる学生や市民であれ

られない状況のもとで教授の中にある、たとえ効果はなくても最後

大学の自治を守ろうとする全学連の学友や市民から大学を封殺する して実質上、暴力をふるつてまで学内に入るものは黙認するが真に まで全力をふりしぼつて大学の自治を守るべきだという考えを逆用

> これは、 ではないでしょうか せず、立会ってしまい、県警の強制捜査を容認してしまったのです。 また、県警が、二十一日入るという事態で、 対策会議がこのような権力の介入に対し、無力だったこと 何ら拒否する態度をみ

とってきたことです。先に指摘したように、この『緊急事態』なる は、 これらの大学当局の攻撃を通して、 「緊急体制」という名のもとに、 様々な "対策" を対策会議が

中心的問題として指

この事態をどう説明するのでしょうか。が基本的に正しかった。そして、大学の自治を守る」という議論は、が基本的に正しかった。そして、大学の自治を守る」という議論は、無制限になっており、これ自体大学ものの基準は何かを一貫してあいまいにして、次々に対策を出してものの基準は何かを一貫してあいまいにして、次々に対策を出して

③文部省の攻撃と大学の自治

できません。 策動してきました。18日には、宮地大学学術局長は は大学管理法の実質化を狙うものであり、決して、軽視することは このような動きは、これからも強まっていくことが予想され、 とが聞かれた。これは大学の自治の圧殺を露骨に表明したものです。 うわさではあったが、 なくても、警官は入ることができる」などと発言し、さらに同 末来、学生部長会議など様々な会議を開かせ、 長にたいし「けじめをつけよ」と強要し、また法学部教授団声明に 政治的な配慮が介入していると考えられます。また、 これは、他大学の予算の編成がすんでいるのに九大のみが遅らされ、 文部省は一貫してこれを機に、九大の自治破壊を狙ってきました。 「傾向だ」などと圧力をかけています。これだけでなく、 九大の管理権を文部省がとりあげるというこ 九大の自治はく奪を 「大学の要請が 文相が水野学 これ 日 年

④県警の強制捜査と大学の自治

21日県警は「秋山の凶器準備集合罪被疑」の捜査令状をもって、

委員を呼びだして立合う努力することまで確認事項としてとりかわ ません。(これまで、執行委員のいない場合でも、 請しなかった態度は重大な確認事項侵犯として追求されねばなり をとりかわしてきた警察捜査の場合の自治会執行委員の立合いを要 て抗議するものです。また、大学当局がこれまで何度も何度も確認 既製事実を作りだしたと言えます。このような策動には、 も大学の一致した反対を無視して、いつでも、どこでも大学へ入ろ れた。)ことは、今まで警察が度々やってきたことであり、これから 大した証拠物の押収がおこなわれる(現に印刷機、 査する必要があったのか、さらに、 ることに対する抵抗を徹底的に弾圧する体制であったと言えます。 これまでにない数であり、これから大学を、警察の泥靴でふみにじ っており、かなり計画的な行動と言えます。しかも80名という数は、 制をとってきた県警は、 しかも学外には、 しかも学生会館の捜査令状に押収対象は漠然としており、果して捜 80名の制服警官、 二百名の機動隊を配置していました。この様な体 私服によって学生会館を強制的に捜査しました。 大学側、学生の抵抗の手うすな日曜日を狙 漠然とした捜査令状によって拡 警察を止めて執行 署名簿が押収さ 断固とし

二池田教養部長辞任問題について

しています

部自治委員会のこの問題に対するとりくみが弱かったことは卒直に池田教養部長辞表提出は、各方面にショックを与えました。法学

て討議してもらいたいと考えます。 認めなければなりません。ここで法学部自治委員会の見解を提出し

①教養部長辞表提出の本質

の認しきとなっています。 文相発言)にことの本質があります。これはどのような人でも共通 まず直接的には、 政府文部省の圧力=「けじめをつけよ」(25日

バーである池田教養部長も当然責任を問われねばなりません。 をねらったものであるということです。この場合、対策会議のメン 大学当局の反動性と責任を池田教養部長の辞任でおおいかくすこと の名のもとに様々な自治破壊行為をおこなってきた学長、対策会議 しかし、私たちが注目せねばならないことは、これまで「緊急対策 しか

だから、大学当局、文部省はこの機会に、どちらにころんでもよい ように手をうとうとしているのです。即ち、教養部長が辞任すれば、 るはずはありません

池田氏個人がやめるかどうかで決して今回の事態の責任はとれ

文部省への言訳けがたち、学生の処分もやりやすくなる。その上、

た処置は正しかった。だから教養部長はやめることはない」という 世論をつくり出し、 をおおいかくしてしまう。また留任の動きがでても「学校側のとっ 対策会議、学長の責任は、 大学当局、 教養部長で負って、これまでの自治破壊 文部省の責任は陰ペいされてしまう

結果になります。各学部教授会でも「大学の方針は正しかった」と

含むと考えられます。 いう方向に向いているところを考えるならば、 非常に重要な問題を

はできません。 れたものと見なしており、現時点における辞任は断じて認めること 策会議の自治破壊行為を陰ペいするために、 ②私たちの基本方針 法学部自治委員会は、 しかし、 無批判的に、 池田教養部長の辞表提出は、 教養部長の留任を主張するも 文部省に屈服して出さ これまでの対

求せねばならないと考えます。 た文部官僚を中心とした対策会議全体の責任を、全大学人の手で追 私たちは、これまで、 九大の自治を破壊し、 また破壊への道を作 のではありません

であり、 九大人の討論の中で、 文部省の官僚統制と、 大の学生、 害されてきた。 法学部自治委員会は、「大学の自治は、これまで広範囲にわたって侵 対策会議がその道具として利用されてきた。今こそ、全九 教職員の広範な運動によって侵害された自治を回復し それを意識的に推進したのは、事務局長ら文部官僚 追求されねばならない」と考えます。 断固斗うとともに、対策会議全体の責任も全

自治を奪回しようではありませんか。法学部自治委員会は、その先 全九大の学生、 教職員の手で、侵害され、またされつつある大学の 論をおこし、教官と討論し、学長とも交渉をおこなって、ぜひとも

未だ、この本質についての認識が弱い段階では、

しかし、

総

長

談 話 頭にたつものです

四七二 総長談話―エンタープライズ号の寄港に関連して

(『九州大学時報』第一〇二〇号

二四日

九六八(昭和四三)年二月

エンタープライズ号の寄港に関連して

をもって対処したかを明らかにしたい。 して、九州大学に生じた事態について、本学がいかなる方針と態度 アメリカ原子力航空母艦エンタープライズ号の佐世保寄港に関連

内一般に対して総長告示を出したことであった。そのなかで、最近、 ること、このような事態は大学自治の侵害であるから、学生諸君は、 大学が学外の多数の学生によって不法に占拠される事態が生じてい この事態を前にして、本学がまず行なったことは、一月九日、 学

であった。

することのないよう強く自重を求めた。 いやしくもみずからの手で大学の自治を破壊するような行動に同調

さらに、この憂慮すべき事態の発生に備えて、

評議会は、

次の方

針を決定し、臨機の措置を講ずるために対策会議を設けた 拠された場合にも、 力立ち入らないように説得する。不幸にして、かれらに学内を占 一月十五日以降は、 人命に危険が生じないかぎり、警察力の導入 本学関係者以外に対しては門をとざし 極

は要請しない。

二 不法に侵入した学外者に対しては、教育の場である大学は、 の排除に実力を用いず、あくまで説得によって退去させるように そ

努力する。

 \equiv 全教官の協力によってその防止に努める 思想の対立から危ぐされる学内での学生間の衝突に対しては

すべきものであるから、学生がいかなる思想的立場に立とうと、そ 大学の秩序が破壊されるようなことがあってはならないということ とも憂慮したことは、かりにも本学が暴力的な斗争の拠点となり の思想の故に規制を加える意志はまったくなかったが、本学がもっ 四 本学としては、大学が研究と教育の場であり、 いかなる場合にも休校せず、講義を平常どおりに行なう。 思想の自由は尊重

由・大学の自治の原則であった。 このような本学の方針と態度の基盤に置かれた理念は、

この大学の自治が学問の自由を守り、 に寄与してきたことは、 の他のあらゆる力からなんらのせいちゅうをもうけないことである。 自主性を堅持して、大学における研究・教育が外部の政治的権力そ る歴史もまたその例外ではなかった。 学問の自由・大学の自治の歴史は、 歴史に照らして明らかである。これこそ大 学問の自由が人類文化の発展 苦難の道であり、 大学の自治とは、大学がその 本学におけ

いらこ、「引し五日人を、S牟女を取り」「Bよ、Sよことへ、今回の事態にあたって深く思いをいたした点もまさにここにあった。学が苦難の歴史のなかで築きあげてきた崇高な理念であり、本学が

教職員は本学の定めた方針にしたがい、極力説得によって退去させたが、学生は学内に侵入し、学生会館の一部を占拠してしまった。かせた。これによって教官は負傷を免がれ、流血の惨事は避けられ起こることも予想された。ついに教養部長は、緊急の判断で門を開し開門しなければ、門内になだれこんだ学生と警官との間に衝突がし開門しなければ、門内になだれこんだ学生と警官との間に衝突が

し、塀のうえに有刺鉄線をめぐらすとともに、全学の多数の教職員違ったものと判断し、さらに厳しい態度をかれらに表明することとの夜、ふたたび本学にもどってきた。本学は、事態が前日までとは翌十七日、かれらは佐世保におもむき、警察機動隊と衝突し、そ

ようとしたが、功を奏さなかった。

の協力をえて学内に立ち入らぬように説得すべく待機した。

しかる

れ、閘門されてしまった。 に、このとき、遺憾にも学生によって内側から側門の施錠が破壊さ

れ、開門されてしまった。

要十八日、これらの学生はまた佐世保におもむき、三たび本学にもどってきたが、教養部の正門に到着したとき、かれらのなかにはもどってきたが、教養部の正門に到着したとき、かれらのなかにはを乗越えて学内に侵入し、手当終了後も全員学生会館の一部を占拠を乗越えて学内に侵入し、手当終了後も全員学生会館の一部を占拠したため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしたため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしたため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしたため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしたため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしため、ついに退去命令を出したところ、ようやく学内から立ちしため、ついによりでは、

させるように努力した。本学はさらに説得をかさね、かれらを本学のすべての施設から退去本学はさらに説得をかさね、かれらを本学のすべての施設から退去しかし、十九日からは構外の学生寮がかれらに利用されはじめ、

本学がこのような事態に直面して、安易に警察力にたよったとし本学がこのような事態に直面して、安易に警察力にたよったとしないたならば、それは本学がみずからその自主性を失うことになるだけをならば、それは本学がみずからその自主性を失うことになるだけならば、それは本学がみずからその自主性を失うことになるだけないたゆえんはここにあったのである。

部がこれらの学生に数日にわたり不法に使用されるにいたったこその結果、教職員の昼夜をわかたぬ努力にもかかわらず、本学の

とは、 ことに遺憾であった。 たとえ講義がほぼ正常に近い状態で行なわれたとしても、 ま

訴えるべきではなく、学生としての本分を自覚し、 手で大学の自治を破壊するようなことは、厳に慎しむべきである。 るであろう。学生諸君は十分にこの点に思いをいたし、みずからの る制限としてあらわれ、ひいては学問・思想の自由を脅かすにいた 大学の自治機能に疑問を持ち、それがいつの日にか大学自治に対す 学生諸君は、今回本学を占拠した学生のごとく法を無視し暴力に 今後もし今回のような不祥事が相ついで起こるとすれば、 良識をもって行 社会は

動することを望んでやまない。 昭和四十三年二月二十日

九州大学総長 水 野 高

明

四七三 佐世保事件に関する衆議院地方行政委員会質疑

(『第五十八回国会衆議院地方行政委員会議録』第四号 |九六八(昭和四三)年三月五日)

○奥野委員

かように考えるわけでありますし、文部省の考えるべき問題である に、かつ、より以上に、学校当局が勇気を持って処理すべき問題だ、 そこで、さらに警察当局にもう一度確かめたいのであります。 もともと私は、これらの学生問題は、 警察の問題であるより以前

> ざまに言いますと、人を教育する崇高な場所が、暴力的な武装集団 依然として暴力学徒の不法占拠を容認するなど、大学側のあいまい 十二日夜から翌朝にかけて、 能のため、 要するに九大周辺の居住者でありますが、「貴大学の学内秩序維持不 中にこういうふうに書いてあります。「私共周辺の居住者は、 地元民が大学当局に抗議文書を送っているわけでありますが の本拠になっていたというようにも言えるわけでございます。また、 突入する学生を送り出し、夕べに傷ついた学生を迎え入れて、 たと承知しているわけであります。 て、九大の教養部学生会館が三派系全学連等の現地闘争本部になっ いために警察当局に再度伺うわけでありますが、 とも思うのでございます。そのような見地から若干ただしていきた 火事さわぎまで招いた実情を知り、 日夜、狂騒怒声と暴力の脅威にさらされた。その後再び 無法状態の乱闘がひき起こされ、その あしたに角材を持って警察隊に 全く慄然とした。これは 佐世保事件に際 、その

らず、傍観して被害を大きくしたことは、すべて当局の責任である。 な態度が原因である。とくに市民が乱闘事件を通報したにもかかわ

態をこの際明確にお教えいただきたいと思います。 泊していたのではないだろうか。かように考えますだけに、その実 におとし入れたについては、 云々、いろんなことを書いておるわけでございます。 そこで、このように地元民からは非常なひんしゅくを買い、不安 相当な人数が毎日出たり入ったり、

学校当局の無責任さにははなはだしいものがあるようにも思えるわ

感覚が麻痺してしまっているようにも思えるわけでございます。

と私たちには考えられない事態でございます。学校当局や一般学生

○奥野委員 いまお話を聞きまして、意外に人数の多いのに非常なの奥野委員 いまお話を聞きまして、意外に人数の多いのに非常ないます。そしてまた、環境が人間を育てていくんだともいわれて 賞を感じているわけでございます。学校は人を教育する場所でご 賞を感じているわけでございます。学校は人を教育する場所でご 賞を感じているわけでございます。学校は人を教育する場所でご 賞を感じているということ、ちょっ の奥野委員 いまお話を聞きまして、意外に人数の多いのに非常な の奥野委員 いまお話を聞きまして、意外に人数の多いのに非常な

百四十一人というのがおもな宿泊の数でございます。

五人、他方、田島寮のほうは、十九日に二百八十人、二十一日に四

が出たり入ったりしているということ、全く驚き入った感じを持つけでございます。十人や二十人の問題じゃなしに、五百人、六百人

のでございます。

そこで、文部当局に伺いたいのでありますが、

文部省設置法を見

にどのような指導、助言をされてきたか、これが一つであります。 もう一つは、文部省の指導、助言はいかがであれ、九大の問題は、 九大の最高責任者、それは学長でございましょうが、責任を明らか にされる必要があると私は考えるのでございます。責任を明らか にされる必要があると私は考えるのでございます。責任を明らか にされる必要があると私は考えるのでございます。責任を明らか にされる必要があると私は考えるのでございます。 していくことが、感受性の強い学生に最も説得力があるのではない か、かように思うのでございます。一体、学長はどのような責任を か、かように思うのでございます。

のだと念願しているのでございます。いまこそ勇気を持って学生ののだと念願しているのでございます。少なくとも民主主義を守り抜こうとする方の、先生方の中には、暴力革命を支持し扇動しようとする方もございましょう。しかし私は、現在においてはそう多くの数でもないように思うのでございます。もちなければならないときに至っていると考えるのでございます。もちなければならないときに至っていると考えるのでございます。もちなければならないときに至っていると考えるのでございます。もちなければならないと言います。

感じておる次第でございます。

おります文部省としましてもまことに申しわけなく、非常に責任をような不祥事件を起こしまして、文教の問題につきまして所掌しているか、それを明らかにしていただきたいと思うのでございます。文部省当局のこれからの指導方針、どうお考えになってざいます。文部省当局のこれからの指導方針、どうお考えになってざいます。文部省当局のこれからの指導方針、どうお考えになってざいます。文部省当局のこれからの指導方針、どうお考えになって

学生部長との打ち合わせ会と申しますか懇談会を開きました。 事件につきましては、昨年暮れからこうした計画が事前に私どもの した。こうした場所におきましては、 で、各大学の学生部長を集めまして、こういった問題においての一 これは全国的に佐世保に学生が集まるということでもございますの まことに遺憾なことでございますので、文部省といたしましても、 に引き続きまして不祥事件が学生の手によって起こるということは、 ほうにも予測されておりました。したがいまして、 お尋ねの佐世保事件について、 九州地区の学生部長会議をことしの正月に入りましていたしま ?な羽田事件の反省と同時に、予想される佐世保問題について、 助言を行なったかという点でございますが、先般の佐世保 九州大学に対して文部省はい やはり大学がき然とした態度 昨年の羽田事件 同時 かな

> 学と佐賀大学におきまして、どのような方法で学生の参加を食いと ても、 御指摘のような、 て指導いたしたわけでございます。 臣としての談話を発表し、 までそういった指導をとってまいりました。また、 よ、こうせよということはいたしませんでしたが、その事件の直 件が起こりました先ほど御指摘の数日間に直接文部省としてああせ おりました。 法でこれを阻止するかといったような詳細なスケジュールも立てて め 佐賀大学が拠点になるおそれがあるということで、それぞれ九州大 合いをいたしました。そういうことで、特に九州大学といたしまし あらゆる場面を想定して、大学としてのとるべき措置について話 ないように、 あるいは学園の秩序を乱すことに対して教職員はどのような方 自分の学校が拠点になるであろうということで、 そういう関係で、 参加をすることはもちろんよろしくございませんが 文部省の指導があまり役に立たない、 あるいは私の名前で大学に通達もいたし 文部省といたしましては、 しかしながら、 当日の状況は 同時に、 また大学の 佐世保事 文部大

ましたが、そのことと関連いたしますが、九州大学の学長といたし御質問で、大学が責任を明らかにするようにという御質問でござい学長に上京してもらいまして事情の聴取を行ないました。二番目のそれから、事件後、文部大臣が直接九州大学の学長と佐賀大学の

なく思っております。

準備もあまり役に立たない結果に至りましたのをまことに申しわ

を持って、学生がこういった問題で不祥事件を起こすようなことの

ということでございました 判があるし、また、自分としてもいろいろな考えがあるが、やはり 学長といたしましては、その場合の処置については、社会的にも批 りますという、事情の報告と同時に、学長の遺憾の意の表明がござ 学園の秩序が乱され、社会を騒がしたことに対しては、 大学として一致した考え方で、二度と再びこういうことが起こらな じめはつけていただきたいということを、大臣からも申しました。 こうせよという指示はいたしませんが、学長において筋の通ったけ じめはつけていただきたい。それに対して文部省として、どうせよ、 責任もそれでは済まされないであろう、大学としての筋の通ったけ 遺憾の意を表されるだけでは社会が納得しないだろう、また大学の いました。文部大臣といたしましては、今回の事件に対して、 しわけがございませんでした、自分としても非常に遺憾に思ってお いような、そういう措置を含めての今回の事件の処置はいたしたい まことに申 ただ

ましては、先般不法な学生によってあのような不祥事件が起こり、

とか、そういった一、二の当事者の意思表示は出ておるようでござ いますが、大学としての今回の問題についての責任のある処置とい が、伝えられておりますように、教養部長、学生部長が責任をとる をつけ、筋道を立て、責任をとるという報告には接しておりません ただ、それにつきまして、最終的に今日まで、このようなけじめ

うことについては、まだ学長から報告に接しておりませんし、

最終

ても、 立の学長との懇談会におきましても申しておりますし、教職員が すので、そういったことは羽田事件以来文部大臣が国立、公立、 後のことである、これがすべてであるというふうにさえ考えられま たるということがともかく一番最初のやるべきことであり、また最 事の重要性を認識して、心から自覚をして、適切な学生の指導に当 法律命令によっていろいろな措置が考えられますが、何と申しまし 起こしております。これに対しましては、文部省として、あるいは ったような、 不祥事件、また近くは、 しましては、このように羽田事件に続きまして二度三度と重なった にという、三番目の御指摘、 的なけじめはつけていない状況でございます。 それから、 やはり大学におきましては直接学生を預かる教職員が真剣に 非常に世の中の耳目をそばだてるような事件を次々に 大学の先生が勇気を持ってこういう問題に当たるよう 成田空港に学生が出向いて騒いでおるとい 御質問でございますが、 私どもとい

ざいます。 しても、そういったことで大学の反省、努力を促しておる次第でご としては期待をしておるということを言っておりますが、私どもと ってその実を示してもらいたい、その実を示されることを文部大臣 としては声明をしておられますので、要は勇気を持って、責任を持 致して事態を認識し、責任を感じ、また、いろいろいいことを大学

私

○奥野委員 大学の学生諸君はやがて次代をになっていくわけであ

局にお伺いしているわけでございます。けでございます。それだけに私は、非常な危惧の念を持って文部当ります。社会の興亡、日本の盛衰が彼ら学生の上にかかっているわ

いか、 学自治に対する干渉ではございません。指導と助言、 められている指導と助言の責任を文部当局は果たされるべきではな 非常に問題を起こした学校当局に対しましては、 学長と個別にどう話をかわされたか知りませんけれども、 局に義務づけておるわけでございまして、この義務の履行なくして 式には表されていないじゃないかという感じを持つのでありまして、 でありながら、 いうお話を伺いました。しかし、九州大学があのようなていたらく .ま伺いますと、大学全体に対して指導、 私はかように考えるわけでございます。そのことは決して大 九州大学に対して、その後少なくとも遺憾の意も正 助言を強めていったと 文部省設置法に定 法律が文部当 やっぱり

ます。みずからけじめをつけない場合にはどうされるのか。私は、ます。みずからけじめをつけない場合にはどうされるのか。私は、よはかように考えるのでございます。 たることに九州大学は対照的であった、かように考えるのでございます。
同時にまた、九大の学長についてもけじめをつけなさいと、こうかように考えるのでございます。
同時にまた、九大の学長についてもけじめをつけなさいと、こうかように考えるのでございます。

す。

法律の定めるところによってしかるべき処分をなされるべきだ、

か

しに、 ので、この点につきまして重ねて御見解を伺っておきたいと思いま 直りを期待することは非常に困難だ、 に対しまして、それを指摘されませんでは、いつまでたっても立ち 比較的軽いかもしれません。 ろと指導助言をしている限りにおいては、あるいは文部省の責任は るわけではございません。一般的に、 気を持っていただきたい。 私は持つものでございます。文部省当局に対しましても、 しても、 のだ。文部当局があやまちをあやまちとしてこれを処分することな て真剣に学生指導に取り組んでいる人たちを勇気づけることになる ように考えるわけでございます。処分をなされることによって初め 多くの大学教授に勇気をふるい起こしてもらいたいと言い それはただ口頭に終わってしまうじゃないかという心配を しかし、干渉をしなさいと申し上げて しかし、非常なあやまちを犯した大学 抽象的に、大学当局にいろい 私はかような心配を持ちます この際勇

○宮地政府委員 直接九州大学に対しての指導という重ねてのお尋○宮地政府委員 直接九州大学に対しての指導という正とを申に態度で示していただきたい、それを期待しておるということを申に態度で示していただきたい、それを期待しておるということを申に態度で示していただきたい、それを期待しておるということを申しましたが、その後学内では御指摘の学生の処分を含めましている事とに対しての指導という重ねてのお尋いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこのには、大臣から重ねてのおりますが、いる学内でのこの問題の処置が、まことに遅々としてはおりますが、いる学内でのこの問題の過程が、またいる。

学生を退学させる、あるいは停学させる、あるいは説諭:

まあいろいろな種類がございますが、そういったことをこれまでや

った学校はわずか数校でございます。羽田事件以後、

多くの大学に

ことでございます。 ざいますが、大学としてはそのような措置をいま考えておるという じめをつけましたという最終的な報告に接していないのは恐縮でご 始末は学内の諸機関を通じてやっておるようでございます。 おる次第でございます。まだこのような結果に一応大学としてのけ んが、事務局長を介して大臣の申しました点を私からも強く伝えて きまして、その後九州大学に対しまして、直接学長ではございませ いまして、私のほうといたしましては、大臣が申しましたことにつ あれで終わったのだということでなくて、責任は感じて、そのあと したが

とも、参加をして相当な不法なことをやった学生がおります。これ ようにいたしましたと申し上げるほどの結果が出ておりませんが が検討をいたしております。羽田事件以後いまだ、その何校がこの ますし、大学としましては、いろいろこの問題につきまして各大学 うものがあるであろうということで、そういう連絡もいたしており 能ではない。しかしながら、処罰を含めて大学のとるべき責任とい につきましては、私どもといたしましては、ただ処罰をするだけが あした学生の問題につきまして、起訴をされあるいは検挙されなく それから、なおこれはつけ加えでありますが、 羽田事件以後、 · 厳重注意 あ

> しておることを一応御報告いたしておきます いとか、いろいろな方法で大学の責任を果たすべくいま努力をい あるいは誓約書をとる――以後再びこのような事件には参加しな 済みました者につきましても、教授が常時生活指導をしていくとか おきましては、それぞれ学内の機関にかけまして、あるいはすでに

ただ、大学というところは、学内組織が非常にあれでいろいろ教

いということをつけ加えさせていただきます。 羽田事件以後ほおかぶりでうやむやにほうむろうということではな がなされておらないのは恐縮でございますが、決して大学としては、 たびたび横の連絡をするとかいったようなことで、すみやかに措置 量が非常にアンバランスになっておる。そういった場合には、 授会もございますし、 各教授会の間で学生の処置につきましても刑

でもらいたいということを私は申し上げているわけでございます。 会的批判も受けるでしょう。 それを常に明らかにしていく。文部当局の態度が適当でなければ社 文部省当局が九州大学についてどういうような見解を持っているか 話し合われる、個人と個人との問題でなしに、社会を背景にして、 ○奥野委員 して常置委員会でこうした問題についても検討をいたしております。 それから、国立大学協会におきましては、国立大学全体の問題と 私がお願いしている問題は、文部大臣と学長が個別に しかし、それだけの自信を持って臨

個別取引をどうしてくださいというようなことはひとつも申し上げ

たいのであります。
おいのであります。社会を背景にして、文部省の見解が常に明らかになるように、全大学に、九州大学については文部当局はどうらかになるように、全大学に、九州大学については文部当局はどうていないのであります。社会を背景にして、文部省の見解が常に明

ます。 んか。 ずる者の態度ではないじゃないかということが言えるではありませ ました場合には、ぜひ当委員会にお知らせをいただくようにお願い に心配をいたしているものでございますので、そういう報告があり た。私は、今日の治安問題は大学問題だとまで言えると思うくらい いずれ九州大学当局から文部省に報告があるということを伺いまし おるのじゃございません。 ます。いたずらに処罰権を振り回しなさいということを申し上げて やないか。 いました。 い 無責任に通ずるのじゃないかということを指摘したいのであり .まのお話しで、処罰するだけが能ではないというお話しがござ しかし、いま大学学術局長の話では、 私は非常に顕著な九州大学だけを申し上げているわけであり それは臆病だ、こう言えるじゃありませんか。責任を感 いままでどれだけの処罰をされたか。しておられないじ 何も処罰しないということは、これは臆 学内の処置について、

基地撤去運動の展開第二節 米軍機の墜落と

四七四 米軍機墜落に関する衆議院社会労働委員会質疑

《『第五十八回国会衆議院社会労働委員会議録』 第二九

九六八

(昭和四三年)

六月三日

○河野(正)委員(本日は、米軍基地と労働災害との関連について、質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○八田委員長

これより会議を開きます

二、三質問を行なってみたいと思います。

ございますし、 非常に重大な点だと思うわけであります。 園に迷彩を施したジェット戦闘機が墜落をする、

このこと自身は るという事故が発生をしたわけであります。 築中の九州大学工学部の校舎に、 辺におきましては、 ェット戦闘機F4ファントムが墜落をいたしまして、そして炎上す 人員がおったそうでありますが、幸いにしてきのうは日曜のことで そこで、それに関連をして、 人員は 墜落、 もいなかった。 不時着、 昨日の夜十時四十五分ごろ、 米軍第五空軍に所属いたしますジ 爆弾、 しかし、 補助タンクの落下等の 特に今日まで板付基地周 従前は百名前後の作業 いずれにしても学 目下建

をしておきたいと思います。

について、ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 について、ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。 ひとつ防衛庁当局の御見解を承りたい。

故というものが、すでにもう三十数件発生をいたしておるところで

遺憾に存ずる次第でございます。 て、かねてからいろいろ御心配の向きに非常な影響を与えたことをム機が墜落いたしました事故は、まことに遺憾しごくでございましム機が墜落いたしました事故は、まことに遺憾しごくでございまし

のでございまするから、かような事故が二度と繰り返されないよう被害はございませんでしたが、施設その他にばく大な被害を与えたに厳重に米側にも善処を求めるつもりでおるのでございます。に厳重に米側にも善処を求めるつもりでおるのでございます。昨夜の事故につきまして、当防衛施設庁といたしましても、さっ

次第でございます。とりあえずお答えいたします。
ののでございます。とりあえずの措置といたしまして、これらの損害の賠償につきましては、早急に調査の上、米側に善処を求めるという時でございます。とりあえずの措置といたしまして、これらの損害のにするためにはいろいろな措置も講じなければならないと存ずるの

ございまして、これまた一名のとうとい人命をなくしておるわけで この種の事故を完全に防止することはなかなかむずかしいというふ この原因をいかに調査しようと、 におきましては、 五日にはこれまた同じ個所におきまして墜落事故が起こり、 まして、六人の死亡者を出しております。それから三十年の六月十 の五月十日に二股瀬というところでジェット戦闘機が墜落をいたし ってきた事故だけを若干拾ってまいりましても、この昭和二十六年 けで二十数名ということでございますが、最近板付基地周辺で起こ 故が頻発をした。 うに断ぜざるを得ぬと思うのでございます。特に、今日まで航空事 ということが主として申し述べられたようでございますけれども ○河野(正)委員 一名出ておるわけであります。 いま長官のお答えを承っておりますと、 その近くの吉塚五丁目というところで墜落事故 私の承知する範囲におきましても百八件、 さらに昭和三十二年の十一月十三日 基地が存在する限りはやはり私は 原因調査 死者だ

ございます。このように事故が頻発しておりますことは

ら調 のが、 というところに私は非常に大きな問題があると思うのです。 ないわけですから、そういう意味で私はやはり基地の存在というも ど原因調査ということが言われてまいりましたけれども、 監査しても、このような事故が起こることは否定することはでき 特に板付の場合は、 世界に類例がないように、 都心部にある 原因は幾

そういう意味において、 惑というものが存在をするわけでございます。それは今日までたび れども、日本国民、 が、もう一つは、パイロットの人命もとうといかもわかりませんけ 命尊重の立場からきわめて重要なことでございますから、 臨んでこられたか。 ろに私は、この種の事故において反省すべき点があると思うのです。 を与えてきた。この日本国民の生命よりも、 して、そのために人的あるいはまた物件に対して非常に大きな損害 ち早く脱出する、そうして無人飛行機というものがほとんど墜落を たび事故を見てまいりましてもわかりますように、パイロットはい いにもかかわらず軽視されておる傾向があるのではないかという疑 それからもう一つは、 ットの生命のほうが重要視されておる、こういう傾向があるとこ 日本の市民の生命というものが、非常にとうと これは非常に重要なことでございますから、 防衛庁は今日までどういう程度で米軍側に 時間がございませんから申し上げます 市民の生命よりもパイ この際率 人

> ろ地 ございまするが、今回の事故で直ちに基地の撤去ということはこれ ればならぬ問題だと思っております。 しては政府の部内でも大きな方針として十分に協議してまいらなけ はまたむずかしい問題ではないかと思いまするが、これらにつきま 他施設が相当ございまするので、 一元の関係者におかれましては非常な不安を感じておられるの 基地の問題につきましてはいろい

義的に考えなければならぬことであると、 一の問題でございますが、 ところで、 詳細なる原因がまだ明確ではございません 従来の米軍の飛行と、かような問題に関連して人命尊 申すまでもなく人命尊重ということは第 われわれも米側にも常 から申し上 の事故につ

重

ざいますが、これはまだ想像の域を脱しませんので、 際にもかような人命尊重の趣旨については十分に反映するように善 ざいますので、これらの機関において十分検討いたしまして、 議いたしまして、 申し上げました原因調査 ったというような結果になったのではないかとは想像されるのでご を得ざる結果としてかような墜落事故になって、 げかねるのでございまするが、さようなつもりでおったのが、 きましては、 は十分承知しておるはずでございます。たまたま、今回 に要求いたしておるのでございます。米側も、そういう点につい 合同委員会の下に事故分科委員会というものもご 私どもはこれはさらに政府部内でも協 海上に出られなか 今後ただい

○山上政府委員

福岡におきましては人口稠密

あるいは住宅その

直

|な御意見を承っておきたいと思います。

わけでございます。そういう意味で、結果論でございますけれども、定してまいりまするというと、全く肝のめいるような感じもいたす

一体どういう事態が起こったのかということを私どもが想

○河野(正)委員 人命尊重に配慮したいということでございますけの河野(正)委員 人命尊重に配慮したいということでございますけの河野(正)委員 人命尊重に配慮したいということでございますけの河野(正)委員 人命尊重に配慮したいということでございますける。

はコバルト六○が置かれておる。もし、この原子核実験室に落ちた地には、九大の原子核実験室があって、この原子核実験室においてできも人家が密集した地域でございますけれども、その墜落をした隣接墜落をしたということでございますけれども、その墜落をした隣接には、北大があるあの地区一帯は、戦災にあってい特に今度の場合も、九大があるあの地区一帯は、戦災にあってい

ございます。

のは、これは市民すべてが持っておると思うのです。いうものが防止できたのじゃなかろうかというような感情というもどうも最後までベストを尽くしたならば、あるいはこういう事故と

とつ確固たる信念を承っておきたいと思います。いう処置をおとりになるつもりであるか、そういう点について、ひあまり反省が認められないと思うのです。今後、政府としてはどうあまり反省が認められないと思うのです。今後、政府としてはどうよこで、いま長官のほうから人命を尊重するようにというような

○山上政府委員 ただいまもお答えいたしましたように、人命尊重○山上政府委員 ただいまもお答えいたしました。○山上政府委員 ただいまもお答えいたしましたように、人命尊重

いというのが率直な私ども市民の感情でございます。今日までの事例が示しておるように、反省の色はなかなか見られな○河野(正)委員 これは、よほどき然たる態度をとられぬことには、

うのでございます。そういう点について文部省としてはどういう見教育というものが阻害をされる、このことを私はまことに残念に思舎だというふうに承っております。そこで、こういう事故によって今度建設中の校舎は、電子計算機という近代的な内容を持つべき校今度建設中の校舎は、電子計算機という近代的な内容を持つべき校

きたいと思います。 解を持っておられるのか、この際、率直にひとつ御見解を承ってお

○村山政府委員 九州大学工学部の大型電子計算機センター、これの予山政府委員 九州大学工学部の大型電子計算機センター、これに米軍の飛行機

では、大学に対しています。
では、大学で評議会を開きまして検討中でございます。いずれ御連絡があると思いますので、それによりましては、まずもって本日十時より、ります。これが善後措置につきましては、まずもって本日十時より、があると思いますので、それによりまして、大階、五階については被害は大階と五階にわたっておりまして、大階、五階については、大学に対しては、大階と五階にわたっておりまして、大階、五階については、大学に対しています。

ついては意見の具申があっておったところでございます。その際は、があることは好ましくない。そういう意味で積極的に基地の撤去にことが現実になってあらわれてきたということだと思うのですね。ことが現実になってあらわれてきたということだと思うのですね。

つにはいつその飛行機が墜落するかわからぬというような問題が

・ま一つは、

この飛行機の騒音のために――すうっと飛

あるいはまた飛行機が基地

点からこの板付基地の米軍使用は困る、こういう意見を常に表明騒音のために講義というものが非常に阻害される、こういう二つ

をされてきたところでございます。

のの

すが、 すが、 基地問題に取り組まれる必要がある、こういうふうに考えるわけで いう問題、 ると思うのです。 もこの際、 いというような問題もあるわけですから、具体的に、 コバルト六○に対して、ものすごい影響を受けるかもは 地がある以上は、いつ今度は原子核実験室に墜落をして、そうして とではないと思うのです。法律的には、 この建設中の建物の五階、 な事件になってあらわれてきたわけですから、やはりこの際、 ところが、 その辺の御見解を承りたいと思います。 期せずして従来心配しておったことが、今日このような不幸 そういう問題からこの際、 この基地問題については徹底的に取り組まれる必要があ その後どうもやや消極的となっておるようでござい 私はやはり学問という問題、 六階が破壊されたというような簡単なこ 文部省としても積極的にこの いま申し上げるように、 あるいはまた人命と 文部省として かり知れな 基

くないことは言うまでもないわけでありまして、私どもはその種の場の騒音でありますとか、そういうもので妨害されることが望ましえば騒音でありますとか、大気汚染でありますとか、それから飛行理する立場から申し上げますると、学校の施設が各種の公害、たとの村山政府委員(文部省の意見ともうしますか、私は建物を建設管

から上昇する地点でございますから、ト行機が降下する地点でございますから、

したがって、

このジェット機

業が阻害される。

すから、これが原因に対する対策だと思うのです。

対策であって、

を除去する以外にないと思うのです。それに取り組まないでおいて、

根本的なこの問題の解決というものは、

それに対する対策というものは、

それは消極的な 騒音のために授

やはり基地

部省で予算を計上いたしまして、被害軽減の工作物面からの配慮をれば発生しないようにしていただきたいというのが希望であります。軍施設や飛行場につきましては、防衛庁及び運輸省で騒音防ます。軍施設や飛行場につきましては、防衛庁及び運輸省で騒音防ます。できにつきましては、原因をなるべく除去していただきたい。でき公害につきましては、原因をなるべく除去していただきたい。でき公害につきましては、原因をなるべく除去していただきたい。でき

いと思います。
のが文部省の従来からの立場でありますし、一そう努力いたしたでありますし、原因が一挙に除去できないとすれば、防除につとめでありますし、原因が一挙に除去できないとすれば、防除につとめ

たしております

は、そういう墜落事故という問題が除去できるわけではないわけでのが防止できるものではない。やはりこれは基地がなくならぬ限りをするとおっしゃっても、そのことによって飛行機の事故というも立たぬと思うのです。というのは、騒音等の公害除去のために努力立たぬと思うのです。という相象的なことでは、ものの解決には役に○河野(正)委員 そういう抽象的なことでは、ものの解決には役に

ておる。 らいたい。 けですから、もっとき然たる態度で取り組んでもらいたい。それに 先ほど申し上げたような問題を解決するわけにとうていまいらぬわ のが非常にひんぱんになっておる、こういうように地元では言わ 体どうなるのか、特にプエブロ事件以後、 たということでしょうけれども、 もは満足することができません。 む必要があると思うのです。いまのような抽象的な答弁では、 尊重というものを堅持しようとするならば、やはり抜本的に取り組 ことであって、 そうしてこの問題の解決に当たろうたって、それはとうてい困難な やはりそういう問題の根本的な解決に取り組まなければ 今度の場合には夜間のことですから、学生もおらなか 私はやはり日本政府としては、学問 もっと、き然たる態度で臨んでも もし昼間で学生がおったならば 戦闘機の離着陸というも の自 人命の

○村山政府委員 文部省としては、先ほども申し上げましたように、○村山政府委員 文部省としては、大部省でできることにつして、いかに処理するかにつきましては、文部省でできることにつして、いかに処理するかにつきましては、文部省でできることについた。

対する御見解をもう一度お伺いいたしたい

はいかぬのであって、むしろ学園の問題ですから、やはり文部省が○河野(正)委員 いまのような消極的なことでは納得するわけに

先頭に立って、防衛庁、外務省、そういう政治機関を動かしてこの先頭に立って、防衛庁、外務省、そういう政治機関を動かしてこの研究をやっておる大学でございますから、文部省がそういう学園の研究をやっておる大学でございますから、文部省がそういう学園の研究をやっておる大学でございますから、文部省がそういう学園の研究をやっておる大学でございますから、文部省がそういう学園の研究をやっておる大学でございますから、文部省がそういう点では私情間の技本的解決に当たる、こういう政治機関を動かしてこの出題の技工の対象を表

され得るのか。 学園の自主性というものが奪われたということで問題になるのにか じた、そこで問題になりましたのは、従来、かつてないことでござ 墜落事故が起こった、そして関係者が陸続としてこの現場にはせ参 あるべき学園の自由というもの、 ことで平和であるべき学園の自由というものが守れるのか、 については かわらず、アメリカ軍の兵隊が、銃を持って学園に入り込んだこと ところでございます。警察官を導入しても、学園の自由を奪われた、 だ、この点が学生をはじめとして関係者の非常な憤激を買っておる いますけれども、アメリカ兵がカービン銃を持って学内に入り込ん いま一つお尋ねしておきたいと思いまする点は、 ―これは非常に重大な問題だと思うのです。こういう 私どもはこの事態を知って非常に残念に感じておる あるいは自主性というものが尊重 平和で きのう

官も御出席でございますから、御見解を承りたい。ところでございます。この点について文部省、それから防衛庁の次

ます。 せんが。 御見解がございましたように、 て不幸な事態だと思うのです。ですから、 ○河野(正)委員 分いたしまして対処いたしたいと考えておるところでございます。 るわけでございます。そういう点については、なお現地の調査も十 とは適当ではなかったのではないかという私ども考え方を持ってお 思っています。特にいま先生の御指摘のように、 いうことは、私どもも報告を受けておりまして、まことに遺憾だと ○三原政府委員 て入ったということであれば、 事態であるにせよ、もし管理者に無断で、あるいはその意向に反 中でございます。 ざいます。それらの対策も含めて、現在九州大学でも協議会で検討 ための行動につきましては、 ○村山政府委員 特に平和な日本の体制の中へ、そういう装備のもとに入るこ 御指摘のようなことがあったことはどうも事実のようでご こういったことは、日本の歴史にもない、きわめ ただいまの、 火災当時の米軍なりあるいは警察官 私どもの感じといたしましては、たいへん緊急の 実はまだ詳細に報告がまいっておりま たいへん遺憾なことだと思います。 厳重にアメリカ側に対して抗議をし 米軍がカービン銃を持って入ったと この際、 学園の内でござい 政務次官からも 1の事故: 対処

そこで、時間の制約もございますから申し上げますが、こういていただきたいと思います。

政務次官からひとつ御見解を承りたい。

であって、米軍の使用というものは認むべきではない、私どもはそであって、米軍の使用というものは認むべきではない、私どもはそであって、米軍の使用というものは認むべきではない、私どもはそであって、米軍の使用というものは認むべきではない、私どもはその務次官からひとつ御見解を承りたい。

○河野(正)委員

時間がございませんから、最後に一言見解を承

○三原政府委員 昨夜の事件につきましては、防衛庁といたしましいは教育の問題とも関係をいたしておりますし、今日まで現地においたけでなく、先ほど来先生が申されますように、人命の問題あるいたけでなく、先ほど来先生が申されますように、人命の問題あるいたけでなく、先ほど来先生が申されますように、人命の問題あるいたけでなく、先ほど来先生が申されますように、人命の問題あるいたけでなく、先ほど来先生が申されますように、人命の問題とも関係をいたしておりますし、今日まで現地においば教育の問題とも関係をいたしておりますし、今日まで現地においば教育の問題とも関係をいたしておりますし、今日まで現地においば教育の問題とも関係をいたしておりますし、今日まで現地においます。

ろいろ検討を進めてまいらねばならぬというようなことで、ただいたがらこの問題に取り組んでまいらねばならぬという考え方のもとに立って、将来のこの対策につきましては、とりあえずは事故発生いるわけでございますが、そうした教育の問題あるいは人命の問題、いるわけでございますが、そうした教育の問題あるいは人命の問題、いるわけでございますが、そうした教育の問題あるいは人命の問題とも関連していろいろ問題になっております、板付基地使用の問題とも関連していろいろ検討を進めてまいらねばならぬというようなことで、ただい

組んでまいる姿勢はとっている次第でございます。いと思うのでございます。しかし、きわめて重要な問題として取り御回答申し上げる段階ではございませんので、その点御了承願いた将来の板付基地をどうするかというような基本問題について私からま検討を進めているというような事情でございます。いまこの席で、

お聞かせ願いたい。

ては、 しても、 まいるということでお許しを願いたいと思うのでございます。 問題となっておりますし、 上げましたように、 だけで問題が解決するわけではございません。しかし、 としてここに御回答申し上げる立場も許されませんし、また防衛庁 ○三原政府委員 きわめて重要なお尋ねでございまして、い 先生の御意見もよく承っておりますし、十分御相談を進め 将来板付基地をどうするかといったような問題につきま 板付基地問題というのは、 政府関係者とも御相談し、 一つの多年の大きな なお米軍に対 先ほど申 、ま次官 ます。

はその場に譲りたいと思いますけれども、簡単に二、三、一緒に質 楢崎委員 本日、 午後の本会議で緊急質問する予定でございますから、 ちょっと関連して一問だけ質問しておきます。 多く

点は、 される予定のFXの有力な機種であります。そのことはさておきま 問をしますからお答えをいただきたいと思います。 地の現状は、いま河野委員がおっしゃったとおりであります。 合いでやらないことになっておったはずであります。最近の板付基 して、まず第一番目に、 この墜落したF4ファントムは、 体米軍との間でどうなっておったのか、それが第一であり 夜間の飛行訓練は、 御案内のとおり第四次防に装備 板付では米軍との話し この

0)

うか。それが二番目であります。 なのかわかりませんが、緊急発進格納庫に絶えず四、 故になったのか。スクランブル用のF4ファントムであったのかど ります。それがあるいはスクランブル用に飛んでいってこういう事 勢に対応して、このF4ファントムは、スクランブル用なのかどう 第二点は、 最近のベトナム情勢あるいはプエブロ以降 五機入ってお この韓国 一の情

か新しいものを持ってきて作業を始めたといわれておりますが、 て作動しておりませんでした。そしてこれが五月一日以降どこから 兀 三番目は、パイロットの脱出地点は一体どこであったの 「番目に、 四月十日以来、 板付基地のレーダー \dot{o} 部が故障をし カュ 新

> いうことが報道されております。一体この事故を起こしておったレ て着陸姿勢の高度が低過ぎるという指示をやった直後に起こったと !の報道するところによると、昨日の事故機は、 レーダーが作動し

聞

この四点についてお伺いします

ーダーは、

完全に現在も作動しておるのかどうか。

ては、 その段階でまたお答え申し上げたいと存じます。 のでございますが、なお詳細につきましては、今後調査をした上で なされるようにいたしたいと私ども考えておる次第でございます。 員会等におきまして、この点についてはさらに明確にこれの処置が ざいますが、今回の事故の発生にかんがみまして、今後事故防止委 側も大体これを了解しておったと私ども承知いたしておったのでご そして飛行の危険防止をするということを当方から申し入れて、米 緊急事態が発生したときを除いては運用上必要最小限度にとどめる。 夜間飛行制限を申し入れておったのでございます。 〇山上政府委員 つきましては、 その次の、この飛行機が緊急発進であったかどうかということに お話もございますので、三十八年末、 夜間の飛行については、並びにエンジンの調整については、 私どもこれについては一応訓練と承知いたしておる 夜間の飛行制限につきましては、 施設局長から米側に対して これにつきまし カュ ねて地 元か

ところ、 イロットの脱出地点につきましては、遺憾ながら、 正確な資料を私ども持ち合わせておりませんので、 現在までの いずれ

ったのか、また何の目的で来たのか。

事故の原因

調査した上でお答え申し上げたいと存じます。

とで、米側もこれを検討いたしておりましたが、五月の十六日に新 品に取りかえまして機能を回復したということを、 陸誘導装置につきましては、先般来機能が若干不良であるというこ ○鐘江政府委員 先生御質問の、第四番目の件でございますが、 現地の施設局か 着

書をもって御回答いただきたい。 ○楢崎委員 は拒否したそうですから、それじゃここで若干追加してやります。 時 **?間がありません。関連ですから、お答えになれぬ分は後ほど文** ただいま連絡によりますと、 午後の緊急質問を自民党 ら報告を受けております。

があるのか、この問題であります。三十九年以来、 いて一体日本政府はどう考えておるのか 完全に第一線の基地としてこれが使用されておる、こういう点につ 特にベトナム情勢が険悪になった段階、最近のプエブロ事件以降、 あるいは訓練基地といわれておりますが、実情はそうではなかった。 現在の板付基地の性格、 特にベトナム、韓国情勢とどういう関連 板付は予備基地

それから二番目に、この事故を起こしましたF4ファントム、こ

す。

るかと思いますが、 ○山上政府委員 をいただきたいと思います。 質問したいと言っても拒否したのです。やむを得ませんからお許 緊急であるし、 ういうことになったのか。 それから、事故補償はどうするのか それから、

るから、これは当然ベトナムへ出動しておる実戦機であると思いま れの所属は第五空軍といわれております。しかし、迷彩を施してお したがって、この事故機は一体どこから板付基地に飛んでまい 責任の所在を一 ては、 判明いたしておりません。 てはおりまするが、現段階では、まだ明確な事故原因というものは 事故がどうして起きたかという原因並びに責任の所在につきまし ただいまも申し上げましたように、 エンジンの故障であろうということまで 昨夜来すでに調査を始め

体どう考えておるの

和三十二年以来交渉してそうなっておったはずなのに、どうしてそ 九大の上空は、 発着コースからはずすということを昭

これは本来内閣委員会等でやるべき課題でありましょうが、事が 今後の対策もさっき聞きましたけれども、ここで議論はやめます。 ほかに委員会が開かれておりません。本会議で緊急

ございまして、私どもの手元の状況では、まだ、いつどこからとい う点については、明確な資料を持ち合わせておらないのでございま 行機につきましては、あるいはベトナム方面で活躍した飛行機もあ あるかという御質問でございますが、 板付基地が、最近いろいろベトナム方面と関連 板付に参りました段階では在日米軍の管轄下に 板付基地に参っております飛 が

思います。

原因もあり得ることも考えられますから、今後の調査を早急にやっ今後いろいろ調べてみなければわかりませんし、あるいはその他のはほぼ推定されておりまするが、その内容その他につきましては、

なお、私どもの考えでは、この責任の所在は当然米軍にあろうとてはっきりいたさせたい、かように考えております。

ておりまするし、まだ文部省に引き渡していないものでございますては、安保条約に基づきまして――これは新築工事中であると伺っ政府といたしましても、これらにつきましての賠償その他につい

は、最終的には米側から、安保条約の比率に基づく金額の求償をいなければならぬと考えておる次第でございます。これにつきまして

ので、現地の銭高組と申しますか、この関係者に当然賠償をいたさ

たすことになっておる次第でございます。

四七五 米軍機墜落に抗議する九州大学総長抗議文

(『米軍機墜落に伴う声明等』一九六八(昭和四三)年六月二日

~一九六九 (昭和四四) 年三月)

を脅かす重大事件であり、九州大学はこれに強く抗議するものであこのたびの米軍機の墜落は、平和と真理の府たるわが大学の根底

わが大学は、過去二十年間、板付基地に駐留する米軍機の言語を

れに大きな不安を与えるに至つた。そこに今回の事件が発生したこるプエブロ号事件以降、再び米軍機が大量に飛来し、改めてわれわ十分応えるところがなかつた。ことに最近、ベトナム戦争やいわゆ関係当局は、教育・研究の場としてのわが大学のこの切実な要求に関正式文書をもつて、航空針路の変更、基地の移転を陳情したが、絶する騒音と生命に対する不断の危険にさらされ、昭和二十六年九

の意思を表明し、アメリカ軍基地を板付から即時撤去することを要ここに、アメリカ軍および日本政府に対し、われわれの強い抗議とは、まことに痛憤にたえないものがある。

求する。

昭和四十三年六月三日

九州大学総長

水

野

高

明

第三四八戦闘支援団司令官

空軍大佐 ベン・マトリツク 殿

四七六(第五空軍司令部司令官代理アメリカ空軍准将リチャード・

L・オウルト書簡

Mr. Takaaki Mizuno

3 June 1968

President, Kyushu University

Hakozaki, Fukuoka City

476

Dear Mr. Mizuno

the Kyushu University campus last night. I was most relieved to learn that none of the students were injured I offer my sincerest regrets for the unfortunate accident on

assured that the Air Force will process and adjudicate any claims conduct an inquiry into the cause of the accident. You may rest resulting from the accident promptly. An Accident Investigation Board has been appointed to

members of Kyushu University Again, my deepest sympathy is extended to you and all the

Sincerely,

[Richard L. Ault]

RICHARD L. AULT, Brig General, USAF

Commander, 6100 Support Wing

四七七 駐日アメリカ大使U・アレクシス・ジョンソン書簡

June 4, 1968

Takaaki Mizuno, President

Fukuoka City Kyushu University

Fukuoka Prefecture

Dear President Mizuno

yesterday in oral form by Consul Tsukahira to you, and through you to the faculty and students of the University, on the crash of States Government, as well as my own, which were presented I wish to express officially the sincere regrets of the United

the United States Air Force plane at the computer center under

construction on your campus

I join you in giving thanks that no serious injury resulted

expeditiously and in a mutually satisfactory manner shall do whatever they can to deal with this matter both I wish to assure you that all United States representatives here

community of students and scholars at the University for the any plane, civilian or military, which uses the airfield at Itazuke. disruption of their activities resulting from this accident I hope that you will convey this statement of regret to the broad Unfortunately, this was the kind of accident that could happen to

Sincerely

[U. Alexis Johnson]

U. Alexis Johnson

四七八 第五空軍司令部司令官代理アメリカ空軍准将リチャード・

4 June 1968

Sincerely,

request a reply from you at the earliest possible moment.

expediting removal of the wreckage to Itazuke Air Base. May I

urgently solicit your cooperation and

멾.

[Richard L. Ault]

RICHARD L. AULT, Brig Gen, USAF

Representing Commander, Hq Fifth Air Force

四七九 九州大学総長水野高明書簡

昭和四三年六月七日

アメリカ空軍准将 第五空軍司令部司令官代理

リチヤード・L・オウルト

九州大学総長

野 高 明

本学は、 昭和四三年六月四日付貴翰拝受。 今回の不祥事件につき、 在日アメリカ空軍を代表して来

福された貴官に対し厳重に抗議し、

板付基地の撤去およびそれまで

us to take any corrective action indicated

investigation and analysis of the cause of the accident to enable

L・オウルト書簡

Kyushu University

President Takaaki Mizunc

Dear President Mizuno

moment in order to insure a complete and comprehensive we recover the wreckage intact at the earliest practicable essential that security be maintained on the wreckage, and that removed parts of the aircraft from the scene. It is absolutely coverage indicated that unauthorized persons have already remove the wreckage of the RF4 which crashed into Kyushu University Compound the night of June 2nd. News and TV I am deeply concerned at the apparent delay in action to

本学は、貴官の要請により、機体の撤収を許可するに当り、そのに満足できる回答を得ることができませんでした。の安全保障を要求しましたが、その節は遺憾ながら外交的陳謝以上

〔註〕原本横書き。をもつて回答されることを強く望むものであります。がに、責任ある者から上記安全保障につき可能な限り具体的に文書

書簡四八〇 第三四八戦闘支援団司令官空軍大佐ベン・マトリック

8 June 1968

President Takaaki Mizuno Kyushu University

Dear President Mizuno

1. I am most appreciative of your prompt reply to Brig Gen Ault's letter of 4 June 1968 concerning the removal of the aircraft wreckage from the University Computer Building. Your letter was transmitted to Headquarters Fifth Air Force in Tokyo last evening. In view of the distance and time involved, I have been authorized to furnish you an immediate reply.

- We in the Air Force understand and appreciate the anxiety of the faculty and students of the University and the populace over the safety of air operations near or adjacent to populated areas.
- 3. United States representatives at the Joint Committee Meeting in Tokyo on 6 June stated, "Let me assure you and them that every measure, short of curtailment of necessary operations, will be taken to allay their anxiety. Pending the investigation into the cause of the accident there will be no night time flights at Itazuke Air Base by U.S. aircraft unless such flights are absolutely necessary." This statement was further amplified by Headquarters Fifth Air Force in a 6 June directive. The directive limited non-essential flying training within the Itazuke Air Base area, during the hours of darkness, pending completion of investigation into the RF-4C accident.
- 4. I should like to point out that loss of engine power, which was the apparent cause of the accident, is not related to the time of day or night. Therefore, the fact that the accident occurred at night is not relevant. Nevertheless, the U.S. Air Force has substantially reduced night flying in a genuine effort to meet your wishes and those of the local government. I must reiterate

control loss experienced by the crew hope will lead to determination of the cause of the engine and conduct the necessary tests and laboratory analysis which we that early access to the aircraft wreckage is necessary in order to

.7

aircraft would maneuver and approach the air base only from a <u>.</u> removal of USAF aircraft from Itazuke are more properly agreements between our two governments in the interest of the turn after takeoff for all military aircraft operating under visual Notice to Airmen (NOTAM) directing a thirty-five degree right aircraft departing the base to the north, I have transmitted a air traffic to the airport and would, in fact, create a serious safety matters for deliberation between our two governments mutual defence of Japan. The status of U.S. Forces as well as the Forces in Japan and specifically at Itazuke Air Base stems from during our discussions yesterday afternoon, the presence of U.S Itazuke Air Base. To avoid over-flight of Kyushu University by hazard to the commercial airliners who are the principle users of southerly direction would not be compatible with normal flow of With reference to the points brought out by Professor Inoue The change of flight patterns so that all U.S. military

> expeditious claims action is being taken settled. The Chief of the U.S. Forces Claims Service visited property damage claims will be promptly and satisfactorily Itazuke Air Base on 4 and 5 June, and he informs me that As General Ault pointed out in his initial letter to you

be taken to prevent any recurrence sincere and positive efforts have been taken and will continue to assure you and the faculty and students of the University that The accident was most unfortunate and regrettable. But I

 ∞

Ben Matlick

BEN MATLICK, Col, USAF

Commander

四八一 九州大学総長水野高明書簡

(「第七百八回評議会記録」 一九六八 (昭和四三) 年六月八日

昭和四三年六月八日

第三四八戦闘支援団司令官

空軍大佐 ベン・マトリツク 殿

九州大学総長

水 野 高 明

flight rules

480

力を多とします。 本日付貴翰拝受。安全保障につき、本学の要請に対し、貴官の努

中止されるべきことを強く要請します。 貴官の回答を仔細に検討しましたが、遺憾ながら、いまだ十分に よるまで、原則として、板付基地におけるRF―4C機の使用を になるまで、原則として、板付基地におけるRF―4C機体を引渡す が要のあることは十分理解していますが、本件事故の原因が明らか になるまで、原則として、板付基地におけるRF―4C機の使用を になるまで、原則として、板付基地におけるRF―4C機の使用を になるまで、原則として、板付基地におけるRF―4C機の使用を の要さるものではなかつたことを卒直に申し上げなくてはなりま

〔註〕原本横書き。

電報四八二 板付基地撤去運動に関する米国国務長官宛駐日米国大使館

Department of State TELEGRAM DEF15 Japan-US

ACTION COPY

16

ACTION SS 30

INFO/030 W

R 080545Z JUN 68

TO SECSTATE WASHINGOR

TO SECSTATE WASHDC 0818

SECRET TOKYO 9069

CORRECTED COPY

SXDIS

such strict prohibitions would be hard to impossible to apply. We prevent damage to aircraft in event of penetration. However primary incidents. Troops at Itazuke are, for example, under growing out of confrontations with people demonstrating about and so far effectively doing its best to avoid secondary incidents even our staunchest friends among conservatives are unable to are adding up to a lot of pressure against bases, to point where yesterday's demos, drop of aircraft canopy into playground near 1 June 2 kyushu University crash, continuing efforts of SUBJ: BUILDUP OF PRESSURES AGAINST BASES there are of course some installations at some bases to which very strict instructions prohibiting them from using force even to dissociate themselves from anti-base demands. USFJ is wisely Yokota, pressures against Fuji-Mchair and other developments Yamazaki and company to keep Sasebo incident alive FOR EA/J-SNEIDER AND AMBASSADOR JOHNSON

accordingly are living with a number of powder kegs, and I believe ambassador will need to have discretionary authority to

make some fairly substantial concessions if we are to avoid much worse damage.

served in recent months. My feeling is that we should leave choice between risk and without incident. However, It is possible that we will face obviously not solution. Things may possibly, if stretched out a This action should hold things steady for time being, but it is are not desirous of any action that might precipitate incidents. with sofa, but orally and privately advised Togo that we of course Togo letter asking GOJ to take necessary action in accordance machinery at national level. Adm Wilkinson today delivered to must be settled through established government-to-government and is having base commander reply to authorities that matter demands are met, and demands add up to package which would now refusing to permit removal of wreckage unless certain 2. Situation at Itazuke is case in point. University authorities are demands that would render base unusable for purposes it has while longer, calm down to point where fuselage can be removed from pushing for execution of court order for removal of fuselage, render base tactically useless. USFJ is very wisely refraining without accepting demands that would destroy utility of base, of serious incident and acceptance of

handling of this one up to GOJ, which is not going to ask us to accept any crippling demands unless absolutely necessary to avoid bloodshed, and which will be working behind scenes to get university authorities to accept some sensible face saving way of turning over fuselage with minimum of concessions from us. If these minimum necessary concessions still turn out to be crippling, course of wisdom would be to accept them and move toward phasing down base.

- 3. Re Fuji-Mcnair, USFJ and GOJ have worked out terms of use which in effect assure continued us use on terms that ought to be acceptable to us. This should give us ability to provide Masuda with position re east Fuji that he can live with. This again, however, is not long-run solution, and in my opinion, it would be much wiser to get decision now to enable us to unload whole area, with actions to be spaced out at ambassador's discretion.
- 4. I realize none of above thoughts are new, but wanted to underscore greatly increasing importance of ambassador's getting authority to deal with base problems flexibly, instead of having to negotiate each problem with cincpac and Washington separately, if we are to obtain any useful initiative in dealing with overall problem of pressures against bases.

GP-3 OSBORN

secret

Declassified

central government.

inquiries into this matter with representatives of the local and

〔註〕アメリカ国立公文書館所蔵。

Authority NN096900

四八三 第三四八戦闘支援団司令官空軍大佐ベン・マトリック

(「第七百九回評議会記録」

九六八(昭和四三)年六月一〇日

10 June 1968

Kyushu University

President Takaaki Mizunc

.

Dear President Mizuno:

Thank you for your letter of 8 June 1968. Your letter was electrically transmitted to my headquarters in Tokyo Saturday evening.

With respect to the request contained in your letter, I explained to Professor Inoue the position of the United States Air Force we can do no more at this level. My higher headquarters has advised me to request the University to process any further

Sincerely,

 $[Ben\ Matlick\]$

BEN MATLICK, Colonel, USAF

Commander

四八四 九大反戦青年委員会抗議文

抗議文

争にまきこまれているかを、私達の平和がいかに脅かされているか九大構内への米軍機墜落は、私達の日々がいかに深くベトナム戦

この不誠実な態度に強く抗議すると共に、大学当局に譲歩なき強いたぜず、政府間交渉で事を済まそうとしている。私達は米軍当局のなぜず、政府間交渉で事を済まそうとしている。私達は米軍当局の「条件付き引渡し」にも録である。今しも、米軍当局は九大当局の「条件付き引渡し」にもかねばならない。今尚、九大構内に残る墜落機体は私達の屈辱の記録である。今しも、米軍当局は九大の安全」のみに止めてはいけない。を示した。私達は、これを「九大の安全」のみに止めてはいけない。

衝を行うに際し中央諸機関に対し、(一板付基地撤去 (一般的、長期私達は先に、十四日、学長以下九大当局代表団が上京し、中央折

斗いを推し進めるよう要請する。

的に) (二それまでの安全保障措置 を抱くものであり、残骸機体の処理方法も含めて、 確認したことを聞き及んだ。私達は代表団上京に対し深い疑義 (具体案なし)の二点を要請する 私達の見解を提

る ŋ . 大学は、板付基地撤去の運動の独自の強い姿勢を確立すべきであ 政府間交渉に事をすりかえようとする動向に抗議すべきであ

抗議するものである。

(二)米軍機墜落に関連する諸問題は大学当局のみによって、又は大学 に調査を許したことに抗議する。 局が一方では学生との話合いを渋り、 今こそ真に教職員、学生一体となった運動が必要である。 当局と当該諸機関との単なる交渉によって処理されてはならない 他方では防衛施設局に秘か 大学当

三代表団要請項目口は、極めて不明瞭であり、先の安全保障要求 と基地撤去の姿勢に徹することを要求する ない程に国民の基地撤去の要求が高まった今日、 にさえ劣るものである。 政府でさえ板付基地移転を考えねばなら 大学がはっきり

(四) ①残骸機体の処理に際して、武装米兵は勿論のこと、 残骸機体の処理については以下の方法を提示し要求する。 査官と云えども、 米軍の介入は一切拒否する。又、防衛施設庁 立合人、

調

②計算センター復旧に必要な機体の引きおろし作業は、 大学及び

官憲の介入には反対する

③残骸機体は、 大学の委託する民間業者の手で行う。 私達の手で学内に保存する。

六月十二日

九州大学学長殿

九大反戦青年委員会

四八五 墜落機の一方的撤収に反対する九大学友会中央執行委員会

ビラ

墜落機の一方的撤収に断固反対する!

九大学友会中央執行委員会

日政府に対する厳重な責任追及と抗議行動がくり広げられてきまし 六月二日夜の米軍ジェット機墜落事故以来、 連日にわたって、米

た。

去の斗いは大きく発展し、 この重大な事故に福岡市内の多くの市民が立ち上り、 大学ぐるみ、 地域ぐるみで斗われ、 板付基地 撤

会も撤去決議を行いました。

数度の抗議行動を通じて、

基地撤去、

安保破棄の具体的な道すじ

中で進んでいます。 がどんなものかが討論され、 総括の討議が行われ、 署名運動がその

きました。 この様な中で機体 「撤収」 の問題が大きくクローズアップされて

この斗いの中で、 「撤収」 の問題が評議会で討議されるということ いく事を、私たちは要求します。

がわかり、学友会は一早く申し入れを行いました。

一片の誠意すらもない態度をとりました。 一方的撤収を認めない」という最終的結論を出しました。我々で、一方的撤収を認めない」という最終的結論を出しました。我々で、一方的撤収を認めない」という最終的結論を出しました。我々に、この学校側の毅然たる態度を断固として支持してきました。 米軍機を飛行させ、墜落機と管制塔の間にかわされた会話を録音し たテープを公開せよ、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求 を飛行させるな、事故原因の民主的調査を行え、などの最低の要求

た。

政府自民党の「移転」

決定は、

全国民の大きな怒りにおされた側

断固反対して斗う決意を表明するものです。学の力を結集し、更には、学外の広範な民主勢力の支援のもとに、学友会中央執行委員会は、この不当な機体撤収に対しては九大全とができるでしょうか、断じて"否"といわねばなりません。こうした状態の中で、私たちが、米軍当局の機体撤収に応じるこ

と話し合い、学生・教職員とともに九大のとるべき態度を決定してようもなく堅持し、この問題について、評議会、教授会だけで決めが保障されるまで、一方的撤収を認めないとの立場をいささかの動が保障されるまで、一方的撤収を認めないとの立場をいささかの動が保障されるまで、一方的撤収を認めないとの立場をいささかの動

板付基地撤去、

安保条約破棄めざし、

意気高く前進しましょう。

九六八年六月十三日

全学の学友のみなさん!

い。

が、我たちは基本的に有利な情勢にあります。政府自民党は、現在、私たちは基本的に有利な情勢にあります。政府自民党は、現在、私たちは基本的に有利な情勢にあります。政府自民党は、現在、私たちは基本的に有利な情勢にあります。政府自民党は、

学友会中央執行委員会

四八六 板付基地撤去に関する陳情書

(「第七百十回評議会記録

九六八(昭和四三)年六月一五日)

また福岡市民に代つて、このような恐怖をわれわれに与える米軍基われに認識させました。わたくしは、ここに、本学を代表し、かつ民一般を震撼させるに至り、改めて市街地にある基地の恐怖をわれ計算機センターに激突炎上しましたことは、九州大学のみならず国計の代が米軍のRF―4Cフアントム偵察機が建築中の本学大型

影響は著しく、本学の大学としての機能に大きな障害を与えて来たる限界を越えるものがあり、研究実験、教育、患者の治療に及ぼす常態となつています。そのため、その激しい騒音と振動とは耐えうか離れていない本学の上空をきわめて低くすれすれに飛翔するのが米軍機は、その滑走方向および性能の関係上、わずか三キロ余し

ます。前に現出しました。これは市街地に基地を有するものの悲劇であ

れまでの安全保障を強く要請せざるを得ないのであり、板付基地がこの不幸な事件を契機に、今こそ本学は板付基地の撤去およびそ

尽力を賜わりますようお願い申し上げます。 日米合同委員会において真剣に討議されることを期待します。この社会に対する重大な責務でもあると確信いたことは、また、本学の社会に対する重大な責務でもあると確信いた これを 横去されるまで、米軍の板付基地使用を大巾に制限すべく、これを

昭和四十三年六月十四日

地を板付から早急に撤去することを陳情いたします。

九州大学長

水野高明

殿

四八七 板付基地撤去に関する請願書

請願書

ばかりでなく、このような実情では、静かな学園としての大学の姿

ますが、その恐怖が、

せんでした。その間、

る者として、つねに墜落による死の危険にさらされて来たのであり

間断なく飛翔するジェット機の真下で生活す

このたびの事故により、

事実となつて国民の

転を政府に陳情し続けて来ましたが、今日まで実現をみるに至りまは全く失われています。そこで、過去十数年間たえず板付基地の移

署名簿をそえて、米軍基地を板付から早急に撤去することを憲法十改めて市街地にある基地の恐怖をわれわれに認識させました。わた機が建築中の本学大型計算機センターに激突炎上しましたことは、機が建築中の本学大型計算機センターに激突炎上しましたことは、

昭和四十三年六月二十日

えにつき、

何卒貴院の格段の御尽力を賜わり、

本請願を貴院の会議

に付し国会法第八十一条により内閣に送付されたくお願い申し上げ

旨を陳情いたしました。わたくしは、ここに改めて、この切実な訴 日内閣総理大臣をはじめ関係各大臣および駐日アメリカ大使にその の安全のために、板付基地の撤去を強く要請すべく、本年六月十四

六条により貴院に請願いたします。 米軍機は、その滑走方向および性能の関係上、

わずか三キロ

殿

その恐怖が、このたびの事故により、事実となって国民の前に現出 常態となつています。そのため、その激しい騒音と振動とは耐えう 政府に陳情して来ましたが、今日まで実現をみるに至りませんでし われています。そこで、過去十数年間いくたびも板付基地の移転を した。このような実情では、静かな学園としての大学の姿は全く失 影響は著しく、本学の大学としての機能に大きな障害を与えて来ま る限界を越えるものがあり、 か離れていない本学の上空をきわめて低くすれすれに飛翔するのが その間、 つねに墜落による死の危険にさらされて来たのでありますが、 間断なく飛翔するジエツト機の真下で生活する者とし 研究実験、教育、 患者の治療に及ぼす

て、

しました。これは市街地に基地を有するものの悲劇であります。

この不幸な事件を契機に、

つねに生命の危険にさらされている者

?州大学長 ○▽水 野 ▽高

名 明

第三節 機体自主引き降ろしの決定

四八八 米軍機の学内墜落事故に関する九州大学総長声明

(『九大学報』第一〇二四号

一九六八

(昭和四三) 年七月)

に対し、 題 するに至つた。 は、 善を尽くすという内容に乏しい回答を与えたにすぎない。 までの間具体的な安全措置を全学をあげて強く要請して来た。 よび二十五、六日の二回にわたり、直接日米両国政府の関係者に対 のであり、この主張は、 命を尊重する態度を失つてはならないことを強調しつづけて来たも が締結されているという現状によるものではあるが、しかし、 政府の示したこの態度は、本学のまことに遺憾とするところである。 体的な安全措置という問題については、板付基地の慎重な使用に最 いう実現困難な方針を示し、とくに本学が要求した生命に対する具 センターに米軍機が激突炎上した事件に際し、本学は同月十四日お 2の解決のため将来とも米国政府に真剣な討議を求める積極的な態 昭 このような回答にとどまつたことは、 この現実の中にあつても、 我々の生命に対する恐怖を除くため板付基地の撤去およびそれ - 和四十三年六月二日午後十時四十五分建築中の本学大型計算機 日米両国政府は、 日本政府においては、この点に考慮を致し、 国民の基地問題に対する大きな関心を喚起 代替地のあり次第板付基地を移転すると 日米両国政府に市民一人ひとりの生 日米両国間に安全保障条約 日米両国 基地問 本学 これ

る

度をとるべきである

事由 るつもりはない。それにもかかわらずこのような事態に立ち至つた 的な安全措置を要求するに当たつて、 まま放置しておいては、 ようにするため、 共同利用に供されるものであつて、 米軍機によつて破壊された大型計算機センターは、 学としては、米軍の機体回収に協力する意思をもち得ない。しかし、 自主的判断により、ひとまず機体を地上に取り降ろすこととする。 もちろん機体の所有権は米軍にある。 日 は 一米両国政府がこのような回答しか与え得なかつた現状では、 生命に対する恐怖がいささかも解消されていない現状にあ その建築を急ぐ必要がある。 人命にかかわる危険も出て来たので、本学 重要な研究に支障を来たさな 本学は、この機体を担保にす それ故、 かつ、 生命に対する具体 西日本各大学の 機体を現状の 本

0)

生命に対する安全措置の要請を一そう強力に推進する決意である 難のあることを十分に予想している。 本学は、 昭和四十三年七月九日 その目的とする板付基地の撤去を実現するには多大の それ故、 板付基地撤去および 困

7.州大学総長 水 野 高 明

八九 七月九日学長声明とその決定にいたる経過について(報告)

四

"七月九日学長声明とその決定にいたる経過について" (報告)

九大四者共闘

をすすめる。

②機体撤収については現在の段階では反対である。

だ

九大教職員組合 九大大学院生協議会九 大 学 友 会 九大生協労働組合

(一7月9日の評議会は、「評議会阻止」をさけぶ教養部自治会、 (一7月9日の評議会は、「評議会阻止」をさけぶ教養部自治会、 文学部自治会の一部三派系学生の「大衆団交」と称する評議会への 文学部自治会の一部三派系学生の「大衆団交」と称する評議会への 文学部自治会の一部三派系学生の「大衆団交」と称する評議会への 文学部自治会の一部三派系学生の「大衆団交」と称する評議会への 文学部自治会の一部三派系学生の「大衆団交」と称する評議会への 大型計算機センをもち得ない。しかし、米軍機によって破壊された大型計算機セン をもち得ない。しかし、米軍機によって破壊された大型計算機セン をもち得ない。しかし、米軍機によって破壊された大型計算機セン をもち得ない。しかし、米軍機によって破壊された大型計算機セン をもち得ない。しかし、米軍機によって破壊された大型計算機を をも出て来たので、本学の自主的判断により、ひとまず機体を地上に も出て来たので、本学の自主的判断により、ひとまず機体を地上に をろすこととする。」(声明の一部)といった主旨の態度を正式決定 し、その後四者共闘代表三人と評議会全員とがその場で会見しまし し、その後四者共闘代表三人と評議会全員とがその場で会見しまし

事項四点を含んでいる。以上、評議会で正式に決定した。」文は表現上の必要から四点のすべてに及んでいないが、内容は確認の意見の統一にもとづいて、方針を評議会で正式に決定した。声明とができない。したがって彼等の要求を拒否し、今朝の四者共闘とが、『機体をひきおろすな』という意見は、大学としてうけ入れるこ

四者共闘代表は、確認事項四点が、評議員全員の支持を得ている 四者共闘代表は、確認事項四点が、評議員全員の交渉の中で 三確認され、7月3日の四者共闘と常任対策委員との交渉の中で再 その後全学のクラス、研究室、職場における対教授会交渉の中で再 その後全学のクラス、研究室、職場における対教授会交渉の中で再 との後全学のクラス、研究室、職場における対策委員との交渉の中で 再 という とおりです。

(1)機体ひきおろしは後退ではなく、研究者の要求を統一するためは機体ひきおろしは後退ではなく、研究者の要求を統一するため

2) 当然一方的な機体撤収には協力できず、強制撤収には四者共闘

撤収には協力できないという点を堅持しつつ行なわれる交渉によっ月9日の交渉でより具体化され、「機体ひきおろしの実施は、一方的ちだしてくる切りくずしには絶対屈しない。(この点については、7)関う立場であるから、機体撤収をセンター再建の条件としても

翌日7月3日、

四者共闘は約三〇名で水野学長および常任対策委

てセンター再建の一定の見とおしができたのちに初めて行なわれ と確認されている。)

ゆる事態に対処する (4) これらの立場から、四者共闘との全学的同意を前提にしてあら

会が闘う立場を堅持するよう運動を開始しました。 きおろしをまず行ない、撤収問題についてはその態度を明確にしな 議会で討議され、大方の意向であるとして新聞報道された い」という主旨の方針に大きな不満と危惧をおぼえ、 四者共闘に結集した教職員、学生、 大学院生は、 7月2日の評 ただちに評議 「機体ひ

問 日 評議会の態度をすくなくとも堅持し、闘う立場でこの問題の解決に を得ました しい」という申し入れを行ない、常任対策委員としての一応の了解 追求する中で上記の四点の確認事項を得ました。 さらに四者は、「5 あたるよう要請した「評議会に対する申し入れと質問」を手渡し、 員と交渉をもち、現状では、機体撤収に応じないという従来までの 1題は、全学討論を徹底的に行なう必要がある。 の評議会で正式決定をするとのことであるが、 このような重要な 9日に延期して欲

ばりづよい討論がもたれ、 学部教授会、 その後、 ほとんど全学にわたって、 あるいは評議員の先生方とのあいだに非常に熱心なね 確認事項四点がその細部にわたって再確 学生、 教職員 大学院生と各

認されてゆきました

めざした闘いがねばりづよく闘われる必要があり、 (1) 安全性の確保、板付基地撤去 討論のなかで次のようなことが明確になってゆきました。 (四者共闘では安保条約破棄) 全学的にその

を

志は確固としてある。

訴え、 る。 やろうとしない米日政府の全く不誠実な態度に抗議し学内外に広く 誤まりであるが、 かどうかが闘いの帰すうを決するといったまでに絶対化することは 2米軍機機体の一方的撤収反対の闘いは、 闘いの今後の発展のための重要な一環をなす。 彼等を孤立させる意味で、この闘いは重要な意味をもってい 最低限の保障(四者と評議会とでは異なる)さえ 機体撤収を阻止しうる

にある。 不当性が広く学内にアピールされ、 として作用すると考えるのは幻想である。 地撤去が勝ちとれるとは考えない。 方的撤収反対の闘いを通じて、 (3)我々は、 機体を担保として、 我々の要求の正当性、 交換条件として安全性の保障、 機体の物体としての価値が担 闘いの団結が強まり広まること あくまで勝利の条件は 米日政府の 保 基

るのではない。 しかもこの要求は、 (5)方的撤収反対の要求を無視して主張されてい

(4)研究者の要求として電算機センター

の早期開設は当然である。

したがって解決策は、 現状では撤収に反対するという抗議の意 学の方向を決定してゆくという点で、一定の前進をかちとり、

限界

i議会のみの自治ではなく、全学的なねばり強い討論によって大

はありながらも評議会が積極的な姿勢で事態の解決をはかろうとし

る。 でれ独自の立場はありながらも、一致した努力で追求することであかも一方的撤収はさせないという方向を、評議会、四者共闘でそれ別する以外にありえない。それは、機体を自主的にひきおろし、し志を堅持しつつ、補償問題その他を解決し、センター再建の道を打

提起しました

(6)その場合、上記四点の確認事項を堅持することが具体的保証とよる。

三のような全学的な討論のなかで、積極的な姿勢を堅持しつつ行なうなどのことも、各所で話しあわれ確認されました。さらに、強制撤収の事態が起った場合には先生方も現場で抗議をさらに、強制撤収の事態が起った場合には先生方も現場で抗議を

に結実されようとしたとき、教養部自治会文学部自治会の一部学生に結実されようとしたとき、教養部自治会文学部自治会の一部学生に、 下、 で等しいと強弁し、機体ひきおろし阻止、 そのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会の開催 とのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会の開催 とのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会の開催 とのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会の開催 とのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会の開催 とのものを阻止すると叫んで、「大衆団交」と称して評議会の開催 という事態が起りました。

れ否定されようとしている事態に対し、四者共闘は緊急全学集会をているとき、このことが、一部の学生によって暴力的にねじまげら

時に、 学院生として発言するといって発言をゆるされた反戦青年委の一員 ぞれの場所に集結して事態を見守りました。 あることから、どのような事態にも対処できる連絡体制をとると同 学生の分裂的行動はだんじてゆるせない」との意志を確認しました。 をかけてにつめられて来た方針を暴力的にねじまげようとする一部 るために断固として闘う」「全学的な討論のもとにねばりづよく日数 議会を、一部学生の妨害に動揺しないで最後まで闘う姿勢に立たせ 積極性を高め、四つの確認点に示された闘う姿勢に立ちつつある評 集会はその本来の方向で討論しつづけ、「全学的討論の中でしだいに 要求し、集会を別の方向にもってゆこうとする策動がありましたが つづけ、それに対して四者共闘の代表が批判すると、さらに発言を がその立場から四者共闘に対する事実にもとづかない批難を長々と 大学院生が結集し、 部学生の「大衆団交」はなおもつづき、予断をゆるさない事態に 午後7時半、学内デモ、シュプレヒコールで集会は終りましたが 30分余りのみじかい準備にもかかわらず三〇〇名の教職員、 一〇〇名の教職員、 熱心な討論を行ないました。 学生、 院生がなおも結束をたもち、それ 討論の中で、

午後9時、なんらの目的も達成できず彼等はひきあげ、評議会が

しました。

つつ、評議会の積極的姿勢を評価し、決定を支持し闘うことを確認

反対の姿勢その他に四者との間に一定のへだたりがあることを認め

四つの確認事項を含め、

一方的撤収の内容、

り引き降すことを決定した

の代表の報告をうけ、

(四)

四九〇 米軍機の学内墜落事故に関する九州大学総長談話

総長談話

立場をつらぬくよう要請し結果を確認するために待機しました。

我々はなおも結束をとかず、評議会が断固とした

待機をつづけた一○○名の教職員、学生、大学院生は四者共闘

継続されました。

本年七月九日、 本学は、米軍用機の残骸を本学の自主的判断によ 昭四三・七・三一・一 八時

の工事を再開できる見通しがたち、 けてきたが、ようやく、損害調査が完了すれば大型計算機センター その後、ただちに福岡防衛施設局および業者との間に折衝をつづ また業者も引降し作業を実施す

ることに同意するにいたつた。 そこで本学は、 来る八月二日より引降し作業を実施することとす

る。

当面次のような方針が話し合われました。

者としての独自の闘争の強化が必要であることに意見の一致をみ、

又、評議会の動揺を抑え積極的な姿勢を堅持させてゆくには、

四

生は、わたくし自ら先頭に立つてこれを防止する決意であるが、 いことはいうまでもなく、 みぎの引降し作業中、 また警察官の介入を招くような事態の 本学は警察官を導入するごときことの 全

学の教官の一層の協力を求めてやまない。 明したごとく、 な お 引降し後の機体は、 現状においては、その引渡しに協力する意思をまつ 本学がこれを厳重に保管し、

すでに声

たく持ち得ないことをここに確認しておく。

以

0) えを行なう。 国的な闘いを組織する。 衛施設庁に対する抗議を行ない、第三に各政党、 請願団は第一に請願手続きを行ない、第二に、米大使館、 基地撤去・安保破棄の闘争をすすめてゆく。(八上京請願団の派遣。 強化。民主勢力との共闘の追求。に京大との共同声明を基礎に全 ②この闘争に正当に位置づけたかたちで、機体の一方的な撤 ①基地撤去・安保終了通告署名を中心として諸行動をつみあげ、 (ロ) 帰郷活動とそのための準備。 (ハ) 各団体に共闘の訴 地域的な共闘活動 首相、 収を 防

ゆるさない強力な抗議行動を展開する。

(イ 緊急な連絡結集体制の準

(中全市全県の民主勢力への協力の申し入れ。

上

5

そこでこういった休業補償といいますか、

賠償問題ですね、

四九一 損害賠償問題に関する参議院文教委員会質疑

(『第五十九回国会参議院文教委員会会議録』 第二号

九六八(昭和四三)年八月八日)

します。

〇小野明君 〔中略〕

か。かかっておる、この損害賠償というのはどういう形になるわけですかかっておる、この損害賠償というのはどういう形になるわけです。次にお尋ねしたいと思いますが、結局、九大にいま飛行機がひっ

○説明員(山上信重君) 九大の構内の目下銭高組その他が建造中○説明員(山上信重君) 九大の構内の目下銭高組その他が建造中

に考えておる次第です。

は理解をしておるんですが、はっきり文部大臣が違法だと言わぬかいかおろさない、おろせないという状態にある、これを言っておるなかおろさない、おろせないという状態にある、これを言っておるなかおろさない、おろせないという状態にある、これを言っておるなかおろさない、おろせないという状態にある、これを言っておるなかおろさない、おろせないという状態にある、これを言っておるなかは理解をしておるんですが、はっきり文部大臣が違法だと言わぬかの小野明君 そういうことはわかっておる。いまひっかかってなか

るわけです。ですから、これは長官と文部大臣と両方にお尋ねいたういった関係はどのように考えておられるかということを尋ねてお

補償の問題につきましては、この事故機が落ちたことによってこれしたので、答弁があるいは見当が違ったかもしれませんが、休業の○説明員(山上信重君) ちょっと、私、先の質問におりませんで

必ずしも、この処理の中で考えることは困難ではないかというふう必ずしも、この処理の中で考えることは困難ではないかというふりということが九大側の事情によっておくれており米軍機の引き渡しということが九大側の事情によっておくれており米軍機の引き渡しということが九大側の事情によっておくれておりが損害を受ける額の中で、当然これを再建するまでに休業せにやいが損害を受ける額の中で、当然これを再建するまでに休業せにやいが損害を受ける額の中で、当然これを再建するまでに休業せにやい

○国務大臣(灘尾弘吉君) 先ほどのお尋ねにつきまして、違法との国務大臣(灘尾弘吉君) 先ほどのお尋ねにつきまして、とにかならとしておるわけです。そんなことはともかくとして、とにかきおろしを私どもは希望しておるし、九大側も引きおろしを極力しきおろしを私どもは希望しておるし、九大側も引きおろしを極力しきおろしを私どもは希望しておるし、九大側も引きおろしを極力した。

てきますと、どこからどこまでをどこでどうするかというふうな問

りまして、 題が残る。 これは十分に事態を検討した上で考えればいい問題であ 業者にその損害をかけるわけにはまいらぬと思っており

間

ます。

この点はいかがですか ようと、これは大学の自治の範囲内で考えられることである。 ムをつけていくかのような御方針かのように聞かれるわけですが、 で処理されるべきで、それを九大に難くせつけて、 たのほうは、当然それに伴って出てくる賠償をあなたのほうの責任 おかしいと思う。 ○小野明君 最後に、 九大がいまかってに落ちてきた残骸をどう処理し 施設庁長官、どうもあなたの言われることは 文部省にクレー あな

拠があるのか

とで考えられるかどうかは疑問があるということを申し上げたわけ 引き渡しがおくれておるというようなことでございまするので、 L うに、この事故が起き、そうしてこれが復旧されるまでに、 れらにつきましてはただいま申し上げたとおり、 補償の対象とすることが当然考えられますけれども、 常考えられるような期間の休業補償、これにつきましては、 基づく損害賠償の範囲といたしましては、 〇説明員 (山上信重君) の問題は、通常考えられる以上に九大のいろいろな事情もあって いまの問題につきましては、 私が先ほど申し上げたよ 直ちにこういうこ いまの引き渡 地位協定に 当然通 賠償の ح

○小野明君 最後に、 この九大側の事情によって引き渡しがおくれ であります

おきます。 かたというのは、一体どこに根拠があるわけですか、それを伺って い方をなさるわけですが、あなたのそういった言われ方、 思われるのですが、 ておる、これに疑問があるということですけれども、だから、 |か間違いであるというような、法的に問題があるというような言 一のものは払わないとかなんとかということになるのではない 地位協定、覚え書きその他すべてに照らして、どこに根 九大がいまとっておる方針というのは、 説明の その

何

けであります。 ではないか、その点について疑問があるということを申し上げたわ 償の範囲というものはそういう範囲でないと米側からの求償も困 とかということを私は申し上げておるのではございませんので、 ○説明員 (山上信重君) 九大が行なっておることが 補

り、 というふうに私は考えているわけですよ。そうすれば、 のだがね。 ○小野明君 れる範囲、 が原因となって、そうしてそれが復旧するまでの期間、 ○説明員 ○小野明君 事故が航空機の墜落によって起きたわけでございまして、これ (山上信重君) 九大がいまやっておることは何らおかしいことじゃない 通常起き得る範囲と、 再度、 どうも通常ということばであなたはごまかしをされる そういう範囲とは何ですか 先ほどから何べんも申し上げましたとお こういうふうに考えております。 いまとられ 通常考えら

る忍耐強い努力が必要となる

う言っておるわけなんです。べきだと思うのです。入らぬというなら、その根拠を伺いたい、こておる九大の方針というのはあなたの言う通常の中に私は当然入る

○説明員(山上信重君) 引き渡しを要請をいたしておる米側に対の説明員(山上信重君) 引き渡しを要であるといったような期間、こけるまで手間がかかる、準備に必要であるといったような期間、こして直ちに引き渡しが行なわれた場合、その後に相当の期間再建をして直ちに引き渡しが行なわれた場合、その後に相当の期間再建を

四九二(板付基地撤去運動推進に関する九州大学総長談話

総長談話

ではなく、長年月を要するものと思われるから、学内の長期にわた大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学問研究の府である。それ故、あらゆる妨害を排除して大学は、学内の長期にわたではなく、長年月を要するものと思われるから、学内の長期にわたではなく、長年月を要するものと思われるから、学内の長期にわたてはないます。

を貴重な資料として国民の前に明らかにする計画である。それこそゆる基地公害の問題をあらゆる角度から総合的に研究し、その成果幸いにも、本学は多方面にわたる専門家をもつているので、いわ

が板付基地撤去の要請に科学性を与えることになる。

右の研究には長い期間が必要だが、その間においても、市民との右の研究には長い期間が必要だが、その間においても、市民運動を盛り上げ、これを県民運動や国民運動に地撤去に関する市民運動を盛り上げ、これを県民運動や国民運動に地撤去に関する市民運動を盛り上げ、これを県民運動や国民運動に地撤去に関する市民運動を盛り上げ、これを県民運動や国民運動に地撤去に関する市民運動を盛り上げ、これを県民運動や国民運動にが入った。

十分に自覚され、その意見を忌憚なく申し出られることを熱望する。を実践することになつているが、学内のみなさんも問題の重要性ををいかに推進すべきかにつき、恒久的な委員会を設けて研究しこれ本学としては、教職員・学生一体となつて、板付基地撤去の運動

昭和四十三年八月十三日

九州大学総長 水 野 高 明

第四節 機体引き降ろしをめぐる対立

四九三 米軍機の引降ろし実力阻止

一十日に全学集会 一九六八(昭和四三)年八月一九日

る

九大 米軍機の引降し実力阻止

当局と日共、工事再開へ野合

がし、機体ひきおろし阻止闘争は、ますます重大な局面にはいりつ【九州支社】九日の全学連の九大構内集会は九大全学を大きく揺る

つある。

旬にむかって急速に動き、全く予断を許さない。や教職員に対し、暴力的に襲いかかる態勢を整えている。事態は下おり、またこれに加担する日本共産党は阻止闘争に起っている学生大学当局は二十二、三日にも機体ひきおろしにふみきろうとして

拡がる批判と動揺

応ひきおろし反対の態度を表明している。また文学部、教育学部、 をしている。しかし大学側の「説得」は大きな破綻をきたしている。 としている。しかし大学側の「説得」は大きな破綻をきたしている。 としている。しかし大学側の「説得」は大きな破綻をきたしている。 だとの「説得活動」を行い、一方的に全学の合意をデッチあげよう できていず、教養部自治会執行委員会は動揺しているとはいえ一 をしている。

で大学当局のいう「全学の合意」は飾り言葉にもならない状況であ対の意見が多数を占めるなど、さまざまの批判や疑問がウズまく中が強く結論がでていない。医学部の一研究室では大学側に対して反経済学部、医学部の各自治会はそれぞれ反対あるいは批判的な意見

大学当局のいう「全学の合意」とは、都合の悪い事実の陰ペいや脅 ってもいいのか」と驚くべき反動的脅迫をつきつけている。 協力的であったり、 って「ひきおろし賛成」の署名が集められているが、この署名に非 な事態まで生みだされている。工学部では、 対して謹慎処分を行い、教授会や教官会議に出席させないなど異常 りまき、 をあらわそうものなら、 迫による全く一方的なものなのである。 大学側は工学部系の教授などが当局の態度に少しでも反対の意思 恫喝や脅迫を加えている。そしてこのような良心的教授に 反対である学生に対し、 教官一人に十数人の右翼的教官がこれをと 教官は 反動的教官が中心にな 「就職はどうな まさに

ようとする闘いに対して暴力的破壊者として立ちむかおうとしていたうとする教官を「反動的」とののしり、機体のひきおろしを阻止し反対する教官を「反動的」とののしり、機体のひきおろしを阻止しに屈服してしまったのだ。そればかりではない。機体ひきおろしにに屈服してしまったのだ。そればかりではない。機体ひきおろしに反対する教官を「反動的」とののしり、機体のひきおろしを阻止している。後体ひとは、大きに関する関いに対しています。

奔走しているではないか。

認める存在になりさがっている。
る。彼らはいまや大学当局に最も信頼される尖兵として自他ともに

引降しは奴隷の道

とうてい許しがたいものだが)のポーズをとっていた政府・自民党 ないではないか。参院選を前にして板付基地移転 轟音とともにとびかい、 うもきょうも米軍ジェット機は何ごともなかったように九大上空を 九大キャンパスのあの無残な現実以外の何ものでもない。現にきの かならない。安保同盟および米軍基地が日本人民にもたらす結果は た見本であり、日本中に点在する米軍基地の現実の集中的表現にほ 実こそ、七〇年にむかってますます強化される日米安保同盟の生き 点があるのだ。電子計算機センターに宙づりになっている米軍ファ て板付基地撤去の闘いそのものをおろしてしまうことに問題の核心 に機体を下に降ろすという問題ではない。機体をおろすことによっ ントムジェット機の残骸と、無残に破壊された電算機センターの現 選挙が終った今では、全く忘れてしまったように安保同盟強化に - 紙上で何回も強調してきたように、機体ひきおろしの問題は単 基地の恐怖はいささかもとりはらわれてい (撤去でない以上

といわねばならない。

それとも口実をみつけてひきさがるのか、という対立である。「電算に澎湃としてまきおこった板付基地撤去の闘いを最後まで貫くのか今、九大の中でおこっている対立は、米軍機墜落を契機に全九大

から、 究が破壊されている現実を承認することは本末顚倒もはなはだし えるわけにはいかない。 とが衝撃的につきつけられているのに、それに唯々諾々と承認を与 をそのままにして何の研究かといわねばならない。 はほかでもなく日米安保同盟にもとずく米軍基地なのだ。 えさなければならない。 対しては、とまどうことなく本質を見失うな、 機センターか、 的につきつけられている。 学問研究は安保に蹂躪されてもかまわないものだ、というこ 板付基地撤去闘争か」 ましてや学問研究の目的を口実に、 建設途上の電算機センターを破壊したもの 電算機センターが必要だという意見に 問題はこのように二者択 という回答をなげか 帝国主義者の この現状 偂

以外は 大いなる後退にほかならないのである できないのだ。 せて「電算機センターを建設しても運動の後退にはならない」と叫 開に応じない闘いの本道にたちかえることが必要なのである。 なって板付基地撤去まで断じてひかず、 従順な奴隷の道である。 ことは、 んでいるが、 眼 前の利益にとらわれて、 一切が非現実的である。 真の学問研究とは縁もゆかりもない、 彼らは基地撤去闘争の前進の方向を何 基地撤去闘争を語れなくなっていることそのもの いまこそ九大全学の教職員、 電算機センターの建設に盲目的に走る 日共および学内反動教授は口をあわ 機体ひきおろし― 帝国主義者に対する 学生が一丸と つ語ることが

会をはじめ、反対の意志が強く集まっている

の準備が整いつつある。

一十日全学集会へ

起集会 生協、 学長メッセージまで送ろうとしている。これに対しては法学部教授 的に排除するための 歓迎し、これまで学生に貸さなかった記念講堂を会場として与え、 現在、 生協労組)は二十日に総決起集会を開こうとしている。 日本共産党に私物化された四者共闘 -ほかでもなく、機体ひきおろし阻止の革命的闘争を暴力 「総決起」なのである。 大学当局はこの集会を (学友会、 教職組 総決 院

ている銭高組は反動的教授と日共系教職員・学生のピケに信頼をお にクレーン車を入れて工事に入る意向である。さらに工事を請負っ 大学当局は二十日の反動的集会に支えられて、二十二、三日ごろ 機動隊導入を強く主張しているといわれる。

る圧力を強め、 いと電算機センターの予算は御破産になる、と陰に陽に九大に対す まさに事態は昨年七月の東交合理化粉砕都議会闘争の図を再現し 文部省は八月中で予算問題が締切られるので、早く結着をつけな 九大当局の決断を迫っている

闘争にうつつをぬかしているありさまなのだ。 青同解放派)と全学闘 役者は全てそろっているのである。 共産党の戦闘的左翼に対する暴力的敵対、 ている。 帝国主義者の恫喝と圧力、 (革マル派) 九大の中間主義者、 当局の完全な屈服、 は闘争を忘れさって暴力的党派 中間主義者の動揺 反帝学評 そして日本 社

> 全学集会開催実行委、教育学部などと連帯して大々的な集会成功 批判を求めて、 と七月三十一日、 を実現すべく奮闘している。 大全学に拡がる反対、 機体ひきおろし阻止闘争の先頭に立って闘ってきた反戦会議は、 九大反戦青年委、 八月一、二日の強制ひきおろし作業に対する自己 批判 大学当局の不当な全学の合意とりつけ 疑問を総結集し、二十日に全学集会 反戦学協, 医学部自治会、

九

で闘いは困難である。 抵抗する学生は就職も保障されていない。 闘争に対する警察権力の陰険な介入も強まっている。 放されていた学生が十三日再逮捕されるなど、 だが事態は楽観を許さない。 山田弾薬庫闘争で逮捕されその後釈 加えて、 機体ひきおろし阻 時期的に夏休み ひきおろしに

められている 全国から集まった全学連の学友が補強したバリケードはますます強 られても闘う姿勢をくずさず、 だが反戦会議を先頭とする闘う学生、 要求を一歩もゆずらないであろう。 教職員はいかに弾圧が強め

四 九四 八・二〇全学総決起集会に関する九大四者共闘会議ビラ

八・二〇全学総決起集会の成功を確認し、

更に統一と団結を

かためて前進しよう!!

板付基地撤去、 安保条約破棄、 機体の自主的引下し厳重保管、 電 暴ろうぜきをほしいままにして暴れ続けた。

集会は

一時間にわたっ

等は完全に孤立した姿をさらけ出す結果となった。 行為に対し全参加者は激しい抗議のシュプレヒコー たこの集会に、 評議会、教授会も参加し五○周年記念講堂を使って開かれようとし れでは彼等の言う討論も何もあったものではない。このような妨害 ドマイクでがなりたて、集会が開かれないようにしてしまった。 面をつけたまま旗ざおをふりまわしながら演壇を占拠し、集会スロ に要請したが、彼等はこれを全く無視して乱暴にもヘルメットと覆 会は全員の意志に基いて、文学部・教養部自治会などが自治会員と て数十名の学生が記念講堂のガラスを破ってなだれこんできた。 なかった。四者共斗のねばりづよい働きかけによってかちとられた しかしこの成功のためには我々は多くの困難を克服しなければなら て圧倒的な成功をかちとった。我々は先ずこのことを確認しよう。 約三〇〇〇名の教職員、大学院生、学生、 を許すな等のスローガンで開かれた九大四者共斗会議主催の八・二 ○全学総決起集会は、学長、学部長をはじめ多くの教官をも含めて ガンの垂れ幕をあっという間に破りすててしまった。そしてハン 偵 ヘルメット、 の要請にもかかわらず彼等は民主主義のルールを無視した乱 中核、 覆面、 反帝学評、 旗ざおなどをとって整然と参加するよう 革マル、反戦青年委などの合わせ 生協労働者の参加によっ 再三にわたる主 ルを浴びせ ح 集 彼

か確認することができる。

こうして我々は困難な条件の中で、全参加者の団結の力によってれを実現させるための四者共斗の方針を確認しあった。れを実現させるための四者共斗の方針を確認しあった。て開会を妨げられたが、全員の意志に基いて会場を移し鉄鋼冶金教て開会を妨げられたが、全員の意志に基いて会場を移し鉄鋼冶金教で開会を妨げられたが、全員の意志に基いて会場を移し鉄鋼冶金教

更に統一の方向を強めていった。午後五時、休憩のため一旦散会し、

算機センターの早期再建、

官憲の介入反対、

統一と団結を乱す妨害

以上が簡単な経過であるが、我々はこの日の行動の成果をいくつ方向を確認する総括集会の後、今日一日の行動を終えた。保って行動し、午後九時半、今日の集会の成功と翌日からの斗いの保って行動し、午後九時半、今日の集会の成功と翌日からの斗いの保って行動し、午後九時半、今日の集会の成功と翌日からの斗いの保って行動し、午後九時上の大会に墜落現場前で、教官を含め約二年後六時より再び行動を起し今度は墜落現場前で、教官を含め約二年後六時より再び行動を起し今度は墜落現場前で、教官を含め約二年後六時より

①何よりも先ず、六月二日以来の闘いの中でかちとってきた四者に大きな確信を与えた。二日はがかたいことを学内外にはっきりと示した。比較的短期間の準備と夏休み中という不利な条件にもかかわらず、理科系学部を中心備と夏休み中という不利な条件にもかかわらず、建科系学部を中心値と見休み中という不利な条件にもかかわらず、建科系学部を中心でいたがある。

致できる点で統一して集会に参加したこと。このことは我々の基②四者共斗と評議会、教授会が夫々の立場の違いはありながらも、

られた。

ところで以上のような成果をもたらした真の力は何か?

それは

条件をつくりだしている。本課題である板付基地撤去、安保破棄の闘いにとって一定の有利な

歩前進を意味する。

③以上のことは同時にまた、我々の努力によって機体問題をめぐ

って明らかにされ、彼等の本質に対する我々の認識がより一層深めの妨害分子の果す有害な役割が、彼等自身の行動によって事実をもの全学の統一した要求を実現させるための闘いを妨げている一部

る必要があろう。 先ず何よりも、四者共斗が一貫してかかげている正しい方針と、 できるだけ我々の立場に近ずけていくという態度の正しさも確認す 面を批判しつつも粘り強い働きかけによって積極面を引き出して、 めていかねばならない。第二に、評議会、教授会に対してその消極 なされ意志統一がすすんだことはかつてないことである。 討論である。短期間のうちにこれほど多くの真剣な討論が大衆的に の確信に基いて徹底して行われた職場、 教訓を大切にし、 職場、 研究室、 クラスを基礎に今後も斗いを進 研究室、 クラス、学部毎の 我々はこ そ

成果に確信をもって二一日午前、職場討議を活発に行い、今後の斗我々は、二〇日夜確認されたように、八・二〇全学総決起集会の

地撤去、安保破棄の基本目標についてあらためて討論を深めることると機体引下し問題に矮小化されがちな弱点を点検し合い、板付基全学集会に結集しよう。とくにこの職場討議の中で、現在ややもすいのすすめ方についてみんなの意見を集約して、午後一時から再度

八月二一 日

が大切ではなかろうか

九大四者共斗

四九五 保管庫建設作業中の暴力行為に関する九州大学総長声明

声明

ことであり、強くその反省を求める。生の多数に傷害を与えるに至つたことは、大学として容認できない施中、学外者を含む一部集団が、角材等をふるい、教官・職員・学施中、学外者を含む一部集団が、角材等をふるい、教官・職員・学

昭和四十三年八月二十五日

九州大学総長

水野高明